

平成22年 第2回

猪名川上流広域ごみ処理施設
組合議会（定例会）会議録

平成22年8月19日開会

平成22年8月19日閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

目 次

◎応招議員	1
◎審議結果	2
◎第1日会議録（8月19日）	
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席を求めた者	4
○事務局職員	4
○議事日程・付議事件	5
○会議の顛末（速記録）	6～80
----- 開 会 -----	
議長あいさつ	6
管理者あいさつ	6
議員の出欠報告	6
----- 開 議 -----	
諸般の報告	6
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 一般質問	7
○美谷芳昭君	7
1. 維持管理経費について	
2. 焼却炉排出灰（酸性灰、大塊物）について	
3. ダイオキシン類濃度排ガス測定について	
4. 施設の安全管理と長寿命化について	
○宮坂満貴子君	16
1. 活性炭吸着塔の必要性について	
2. 磁性灰が他施設に比べ大量であることの理由について	
3. 当施設のDXN類総量について	

- 4. 灰溶融炉の廃止について
- 5. 施設案内のパンフレット誤記載について
- 6. 平成21年4月1日以前の可燃以外の廃棄物の施設搬入について

○永並 啓君 28

- 1. 情報発信について
- 2. ゴミ分別の普及のためのアンケート実施について

----- 休 憩 -----
 ----- 再 開 -----

○平岡 譲君 33

- 1. 環境省通知の灰溶融固化施設の財産処分について

○黒田美智君 42

- 1. 財団法人「大阪市環境事業協会」との委託の成果について
- 2. 大気質調査における基準値を超える「水銀」値について
- 3. 施設組合として「公契約条例」を制定することについて

日程第4 議案第3号 54

日程第5 認定第1号 55

日程第6 同意案件第1号 78

管理者あいさつ 79

議長あいさつ 80

----- 閉 会 -----

員 議 招 応

1番	西	谷	八郎	治	2番	松	田	恭	男
3番	宮	坂	満	貴子	4番	久	保	義	孝
5番	谷		義	樹	6番	美	谷	芳	昭
7番	岩	田	秀	雄	8番	吉	富	幸	夫
9番	土	田		忠	10番	小	山	敏	明
11番	今	中	喜	明	12番	竹	谷		勝
13番	池	上	哲	男	14番	平	井	政	義
15番	永	並		啓	16番	黒	田	美	智
17番	平	岡		讓	18番	合	田	共	行

(18名)

+

+

審 議 結 果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果	備 考
議案 3	猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22. 8.19	22. 8.19	可 決	
認 定 1	平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算の認定について	〃	〃	可 決	
同 意 案 件 1	公平委員会委員の選任について	〃	〃	同 意	

+

+

+

第2回 猪名川上流広域ごみ
処理施設組合議会（定例会）

応 招 議 員

審 議 結 果

+

+

+

+

+

第 1 日 会 議 録

+

平成 2 2 年 8 月 1 9 日

+

+

+

+

◎ 出席議員

1番	西谷	八郎	治	3番	宮坂	満貴子
4番	久保	義孝		5番	谷	義樹
6番	美谷	芳昭		7番	岩田	秀雄
8番	吉富	幸夫		9番	土田	忠
10番	小山	敏明		11番	今中	喜明
12番	竹谷	勝		13番	池上	哲男
14番	平井	政義		15番	永並	啓
16番	黒田	美智		17番	平岡	讓
18番	合田	共行				

(17名)

◎ 欠席議員

2番 松田 恭男

+

◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	福 田 長 治
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	篠 木 満 司
事 務 局 長	水 越 保 治
次 長 (総 務 担 当)	山 内 敬 之
兼 総 務 課 長	
次 長 (施 設 管 理 担 当)	杉 岡 悟
施 設 管 理 課 長	大 上 肇

◎ 事 務 局 職 員

書 記	小 竹 温 彦
書 記	住 野 智 章

◎ 議事日程・付議案件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		会議録署名議員の指定
2		会期の決定
3		一般質問
4		猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	認 定 1	平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算の認定について
6	同意案件 1	公平委員会委員の選任について

+

◎会議の顛末（速記録）

開 会 午前10時00分

○議長（小山敏明君） それでは、ただいまより平成22年第2回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、平成21年度歳入歳出決算の認定、さらには公平委員会委員の選任同意を審議する重要な議会であります。

議案の内容につきましては、後ほど管理者から御説明がございますが、議員各位の綿密周到な御審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

本議会の御審議に御精励くださいますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

開会に当たりまして、管理者からごあいさつをいただきます。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成22年第2回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、また大変暑い中でございますけれども、御参会をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方の御精励に対し、深く敬意を表する次第でございます。

なお、後ほど、私から御提案申し上げます案件は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成21年度決算認定、さらには公平委員会委員の選任同意の3件でございます。諸議案の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしく御審議賜りまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

まことに簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） まず、本日の議員の出欠を御報告いたします。

ただいまの出席議員数は16名であります。欠席の届け出のあった者、松田恭男議員、遅刻の申し出のあった者、西谷八郎治議員であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物により御了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条の規定により、理事者の出席を求めており

ますので御報告いたします。

4月1日付をもって人事異動があり、新任の次長及び課長の紹介をしたいと思います。

次長兼総務課長、山内敬之さん。

- 次長兼総務課長（山内敬之君） 山内でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 議長（小山敏明君） 次長、施設管理担当、杉岡悟さん。
- 次長施設管理担当（杉岡 悟君） 杉岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 議長（小山敏明君） 施設管理課長、大上肇さん。
- 施設管理課長（大上 肇君） 大上でございます。よろしく願いいたします。
- 議長（小山敏明君） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小山敏明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名であります。
議長において、12番竹谷 勝議員、13番池上哲男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（小山敏明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日19日、20日の2日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小山敏明君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は2日間と決定しました。

日程第3 一般質問

- 議長（小山敏明君） 次に、日程第3、一般質問を行います。
一般質問の通告を受けておりますので、順序に従って順次発言を許します。
6番、美谷芳昭議員。

- 6番（美谷芳昭君） おはようございます。
私のほうから4点ほど質問をさせていただきます。当施設、これも昨年4月より本格稼働いたしまして、多くの不適合事象はあったものの、比較的順調に推移しまして、特に昨年度は建設から稼働に

移った大きな節目の年であったと思われます。

今回は、主に21年度の決算認定が主な議題でございますが、そこで今回、私どもの質問は、主に施設の維持管理に関する質問をさせていただきます。

まず1点目、維持管理費でございます。維持管理費で決算書から見ますと、ごみ処理の3億800万円、これは執行済みでございます。この中に、特に高額な維持費が予想されます焼却炉及び灰溶融炉の耐火材、いわゆる耐火レンガの交換。この交換費用は含まれているのかどうか。仮に、含まれていなかったら、何年後ぐらいにしなければならないか。また、その経費は幾らかかるか、一つずつお答え願いたいと思います。

同じく、この決算書から見まして、ごみ処理費の需用費で燃料費1億3,400万円、これを執行済みでございます。この中で施設の焼却量及び灰溶融炉に天然ガスを使用しておりますね。田尻からずっと工事やりまして引っ張っておりますけど、この天然ガスに限りまして、21年度の使用料と金額は幾らだったかお答えいただきたいと思います。

2点目です。焼却炉から排出されます排出灰、いわゆる磁性灰と大塊物、これにつきまして21年度の決算参考資料から見ましたら、焼却施設の排出量から見ましたら、21年度の焼却施設からの排出物が5,800トンございます。当然、溶融炉スラグ、これが一番多いんですが、それ以外に大塊物と磁性灰が合わせて1,400トンあります。全体の4分の1を占めておりますが、まず大塊物と磁性灰と、これはどのような物であるかということをお答え願いたいと思います。

それと、当然、溶融スラグが多いんですが、これに比べまして大塊物と磁性灰が多いと私は思うんですね。組合側はどのように認識をされているかということです。

3点目です。ダイオキシン類濃度等の排出測定ということについてお聞きします。先日行われました保全委員会、これは私も傍聴しておったんですけど、この資料から見ますと、排ガス全般につきましては、全項目、組合の厳しい自主基準、これを大幅に下回っております、何も問題ないということが報道されております。しかし、排ガス中のダイオキシン類濃度測定をバグフィルターから煙突までの各排ガス処理装置ごとで測定も行われているようですが、公表されておられませんと私は思っております。この測定は、組合の指示によって行われたものか。それとも、委託契約に基づいて行われたものか、もしくは、JFE独自で行ったものかということをお聞きしたいと思います。

それから、4点目最後ですけど、焼却施設の長寿命化についてお聞きします。去年完成したばかりの施設なのに、なぜ長寿命化かと言われるかもしれませんが、この施設、住民にとっても貴重な税金を使いまして、約200億円かけた施設でございます。住民にとっても組合にとっても、非常に大切な施設であると思います。

全国的にプラントの性能劣化を理由に、大体20年程度で施設全体を廃止しているところが多いんですけど、中には日常の適切な運転管理と毎年の適切な定期点検、また、基幹的設備の更新整備を的

確に行ったことによりまして、ある市につきましては30年以上稼働している施設もございます。

そこで、当施設の耐用年数は何年を想定されているのでしょうか。また、長寿命化を図るためにどんな対策をされているのかお聞きします。

次に、長寿命化は、職員の適切な運転管理が非常に重要だと思います。その観点からお聞きしますが、当施設は一部事務組合、これの運営でございます。各構成団体からの派遣職員であると思われませんが、どんな職種の職員が派遣されているのかお聞きします。また、人事異動、これから人事異動があると思いますが、これはどのような形で行っていくのかということをお聞きします。

1回目の質問は以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） おはようございます。

それでは、美谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の維持管理経費に関連しての1番目、1年目の部品交換の費用として特に焼却炉及び灰溶融炉の耐火材の交換頻度と経費は幾らかかったかの御質問であります。焼却炉及び灰溶融炉の耐火材の交換頻度といたしましては、その都度の部分交換となりますが、平成21年度施設点検整備業務においては、焼却炉及び灰溶融炉の耐火材は問題なく維持されており、交換しておりません。部品交換ではありませんが、耐火材間の目地充填作業を行っております。

このほか、平成21年度施設点検整備業務における耐火材の点検内容といたしましては、耐火物寸法計測及び点検、清掃等であります。

2番目のガスバーナ及び灰溶融炉に使用された天然ガスの量と金額は幾らかの御質問でございますが、焼却炉では、9万8,098立方メートル使用し、金額は、685万8,784円となっております。灰溶融炉では、180万6,716立方メートルの使用であり、金額は1億2,632万1,488円、全体として190万4,814立方メートル使用し、1億3,318万272円の支出となっております。

2点目の焼却炉排出灰（磁性灰、大塊物）についてでございます。磁性灰、大塊物は、いずれも溶融不適物ということで、溶融するまでにこれを除去する装置となっております。磁性灰は、磁性を含んだ灰でございます。大塊物は、いわゆる可燃物の中に混入したなべ等の金属類でございます。

焼却炉、溶融炉から排出される物質として、平成21年度には溶融スラグ3,524トン、溶融飛灰固化物820トン、大塊物611トン、磁性灰828トン、溶融メタル17トン。以上、5種類の合計で5,799トンが発生しております。21年度のごみ焼却総量は5万8,343トンとなっておりますので、この実績から設計計算により仮に5種類の排出量を推計いたしますと、溶融スラグ3,994トン、溶融飛灰固化物833トン、大塊物651トン、磁性灰350トン、溶融メタル54トン、合計5,882トンとなります。

計算上の値と実際の値を大塊物、磁性灰で比較いたしますと、大塊物は651トンの計算値に611トンの実績値ということで、おおむね妥当な排出量と考えております。

ただ、磁性灰につきましては、350トンの計算値に対し833トンの実績値と、設計よりも約2.4倍多く排出しております。この原因は、国崎クリーンセンターを設計いたします際、搬入ごみ質の分析データを基礎としておりますが、その中に鉄分を多く含んだ大型ごみ、粗ごみのリサイクル残渣のデータがなかったことが原因しているものと思慮しております。このことが、焼却炉、熔融炉に直ちに影響することはないと思われませんが、長期的な視野で見た場合、ストーカの摩耗やスクレーパー式コンベヤ底板の摩耗に影響を及ぼすことにもつながるため、大型ごみ等をリサイクル施設に投入する前の仕分け作業の徹底や、一般可燃ごみ分別の啓発にさらなる努力をしまいたいと考えております。

3点目のダイオキシン類濃度等排ガス測定についてでございます。バグフィルターや活性炭吸着塔などの各装置ごとの測定につきましては、JFEエンジニアリング株式会社が、平成22年3月8日に当センターの2号炉において、ダイオキシン類の測定を実施したものでございます。この測定は、焼却炉出口から排ガス処理設備全体のシステムとして、ダイオキシン類濃度の実態把握のため、JFEエンジニアリング株式会社が独自に不定期で実施したものであり、測定結果は、7月に同社から提出されたものであります。

また、1号炉、2号炉の排ガス数値の差についてであります。ダイオキシン類濃度に一定の傾向は見られますが、どちらも自主管理基準値を満足しておりますので、問題はないものと考えております。ただし、問題発生の兆し、おそれが生じた場合には、メーカーの責任で改修させることとなります。

最後に、4点目の施設の安全管理と長寿命化についてでございます。ごみ処理施設の耐用年数は、一般に15年から20年と言われております。近年、新たな施設の建設には公害防止対策の高度化などの理由で高い費用が必要となるため、極力長く施設が経済的に運営できることが望まれています。国崎クリーンセンターもその例外ではありません。

そこで、当センターでは、施設をできるだけ長く良好な運転継続の実現を目指すべく、第1にきめ細かな日常の運転管理を実施しております。すなわち、各設備、装置の外観、音、振動、温度、圧力、電流値といった運転状態の把握や異常の早期発見、早期対応が予防管理の観点から重要になっております。これには、運転管理業務委託の中で緻密な現場巡視、データ記録、油脂類の補給、部品交換等を行うことで対応を図っております。

第2に、的確な点検整備を実施しております。各設備の摩耗状況、腐食状況、機能劣化状況等を診断し、適正なタイミングでの主要部品の交換がプラント全体の保全管理、故障前の手だてといった観点から大切になってまいります。これには、施設点検整備業務委託の中で各装置や主要部品の老朽度

判定を行い、時系列変化の動向を見ながら、補修や交換をすることで延命化に寄与しております。

第3に、当センター建設時点での各施設それぞれに長寿命化に向けた対策を盛り込んでおります。一つには、燃焼から排ガス処理まで全体の安定化を図るため、ごみ供給クレーンを自動化し、ごみの投入量の一定化、均質化を実現しております。

二つには、燃焼方式に高温空気吹き込み設備、排ガス再循環装置を組み入れ、炉内温度分布の均一化を図り、焼却炉の長寿命化に効果を上げております。

三つには、耐熱性、耐腐食性、耐摩耗性等にすぐれた部材を選定し、各主要部品が長寿命となっております等々、さまざまな技術を導入し、ライフサイクルコストを意識した長寿命対策を講じております。

次に、4点目の質問の2番目、「この施設の管理に指揮監督が的確にできる環境行政に精通した人員配置も必要だと思われるが、どのように考えているか」という御質問であります。本組合における職員17名中、出身市町でごみ処理に関しての環境行政に携わったことのある者は12名おり、71%の職員が経験者でございます。

また、試運転、本格稼働を経てすべての職員が本施設における経験を日々積み重ねてきているところであります。

環境行政は、大変奥が深く、専門性が問われる分野も少なからずございますが、OJTを通じて知識や技術を身につけることはもとより、各種研修や関係機関、大阪市環境事業協会を初めとする専門家、その他さまざまな方との情報交換等を通じて、この施設の管理に求められる人材の育成を行っています。

また、一方では環境行政以外の行政のさまざまな分野での経験が、本組合の管理運営において求められている点でもございます。今後とも、的確な施設の管理運営を行うために、構成市町とも連携しながら、適材適所はもとより、全職員、日々研さんに努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

答弁は、以上でございます。

○議長（小山敏明君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 派遣されている職員の職種でございますが、事務職6名、化学技術職1名、電気技術職2名、機械技術職3名、技能職5名、計17名でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 国崎クリーンセンターの耐用年数についての御質問もございました。私どもが今現在考えておりますのは、40年を目標といたしております。

以上です。

○議長（小山敏明君） 6番、美谷議員。

○6番（美谷芳昭君） そしたら、2回目の質問にいきます。

耐火レンガの話は大体わかりました。金額というか、その部品の交換によってわからんということだと思いますので、それはそのように考えております。

それと、天然ガス使用料、今言いましたが、この執行額1億3,400万円、ほぼ天然ガスを使っているということみたいですが、これかなり高額ですけど、かなり絶対必要なんですか。これ、減らすような努力もされているのかどうかということをちょっと聞きたいと思います。

それから、2番目の磁性灰、大塊物の問題でございます。当然、減らす努力が大切。なべとか金属とかが大塊物に入っていると。何でこんなんが入って。一部説明されましたけど、なぜこういうなべとか金属が入ってくるのかというものがちょっと不思議なんです。もう一度ちょっとお答え願いたいなど。

それと、これを削減することによりまして、運搬費とか燃料費、処理費、こんなんが当然減ってくると思うんですね。こういう努力、仕分けとか啓発とか言われましたけど、もう一度努力をもっとやってもらわないかんというのだと思います。当然そうであると思いますので、もう一度こういう削減努力というのをお聞かせ願いたいと思います。

それから、ダイオキシン類の濃度測定ガスの問題でございます。これは、JFEが独自で調査したということ、答弁ございましたけど、これはなぜJFEが独自で測定する必要があったんですか。これ、かなり金額かかったと思うんですね。委託契約でも何でもなし、JFEが独自でやったというのは、なぜこういうことがやられたのか。ちょうど組合のほうから指示があったんかなかったんかということもお聞きしたいと思います。

それと、1号、2号炉のダイオキシン類等の差ということがあるということで、メーカーの責任で改修しますという答弁がございました。当然、瑕疵担保、3年間ですね。3年間の瑕疵担保、何かふぐあいがあるようやったら、瑕疵担保中に無償で改修するということが必要なんです、これは。ですから、この辺のことをきっちり監督してもらおうとか点検してもらおうとか、それをやってもらって、瑕疵担保でできるものは極力メーカー側に改修をさすと、こういう意気込みでこれをやってもらいたいと私は思うんですけど、この点についての答弁をもう一度お聞きします。

それから、長寿命化の話でございます。ことしの3月に環境省が策定いたしました廃棄物処理施設長寿命化計画策定の手引と、これは御存じですね。これが出ております。これ、何で国が出してあるかといいますと、国及び地方行団体の財政状況が非常に厳しいという、このような中で施設の機能を効率的に維持することが急務ということになって、長寿命化を図りなさいということになっております。この手引に沿って現在、長寿命化。先ほどちょっと答弁ございましたけど、計画を現在やられているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、人の話でございます。それぞれ17名の方々が派遣をされているということでございまして、当然、長寿命化の観点から見ましたら、施設の適切な運転管理、職員の対応、これが非常に重要な点。機械を動かすというのは人間なんですから、これが非常に重要になってくると。例えば、この装置、施設を十分理解して丁寧に扱うのと、そうでないと、大きな今後差が出てくるということでございます。先ほど聞きましたら、長寿命化ということで、この施設は40年、聞いてびっくりしましたんですけど、今で30年ぐらいが一番長いんですけど、40年やるということは、こういう意気込みは非常に我々としてはうれしいということですけど、当然このようにやってもらいたいと思います。

今言いましたように、長寿命化に関して、いわゆる指揮監督が的確にできる環境行政に精通した人員配置、これが必要だと思います。一部事務組合、上に人事異動、各市町からの構成団体からの派遣ということで人事異動はやむを得ないんですけど、例えば、この施設に精通したプロパー職員、並びに派遣職員、また一定の職員の長期間の配属と、こういうことも考えて、この人に聞いたらすべてわかると、大丈夫やというような、こういう人事異動ができないかどうかということもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、ガスの使用料の問題でございますけれども、21年度から本格稼働いたしまして、ガスの使用料の実績がこのたび出てきたということでございます。したがって、大半が溶融炉のほうでガスを使用しているということがよくわかるわけでございますけれども、これを削減するというふうな方法はないかというふうなことでございますけれども、溶融処理を続けるという今の処理方法でございますので、これはこれ以上削減するというのは非常に困難だろうというふうに考えております。

それから、磁性灰、大塊物がなぜ入ってくるのかといった問題でございますけれども、磁性灰につきましては、どうしても粗大ごみ、あるいは粗ごみの中に含まれておる金属類が破碎過程で非常に細かく粉碎されて、これが可燃のほうに入っていくという、ある意味不可抗力的な部分もございます。

大塊物につきましては、先ほど申し上げましたように、本来、可燃のところに入ってこないごみが間違っただけで入ってきておるという実態がございまして、そういうどういった物が入ってるかということにつきましては、啓発の見学コースにも展示をさせていただいておるわけでございますけれども、これにつきましては私どもの立場で住民の皆様に啓発の徹底をさらにお願いをしていきたいというふうに考えております。

当然、磁性灰、大塊物、フェニックスのほうに処分をお願いしておりますので、この量が減ってまいりますと、その分の処理の委託料は減るということでございます。

それから、ダイオキシンの調査でございますけれども、これは特に我がほうが指示をするということではなくて、JFEがこの施設が本格稼働して一定時間が経過した中で、それぞれの設備がどのようにうまく機能しているかどうかということを検証するといった意味合いがあったというふうに記憶をしております。

それから、1号炉、2号炉のダイオキシンの差ということでございますけれども、先ほど最初の御答弁でも申し上げましたように、特に今ダイオキシンの値が基準値を上回っておるといふような状態ではございませんので、これが直ちに問題だといふような認識はいたしておりません。

ただ、もしそういうことになりそうだと、あるいはなったということになりますと、先ほど申し上げましたように、メーカーの責任で対処させるということになるかと思えます。

それから、長寿命化計画の手引に沿ってやっているかということでございますけれども、確かに長寿命化計画、環境省のほうから出されておまして、いわゆるストックマネジメントの考え方でございまして、性能が管理水準以下に低下する前に機能診断を実施して、機能診断結果に基づく機能保全対策の実施をします。こういうことを通じて、長寿命化が図れるといふような考え方であろうかと思えますが、特にこれに基づいてやっている、あるいはこの計画を立てようとしているという状況では今ございません。

ただ、実際に施設の点検整備、業務委託の中で行っている部分が、これに該当する内容になっているといふような認識をしております。

それから、長寿命化計画という中で、施設の耐用年数といえますか、通常15年から20年といふような一般的な耐用年数でございますけれども、我々といましては、あくまで目標でございますけれども、40年という目標を設定しながら、できるだけ長寿命化できるような対策をとっていききたいということでございます。

職員の対応につきましては、議員御指摘のとおり、設備等に精通した職員がいるということは、大変結構なことだといふふうに思います。今現在、組合でプロパー職員を雇用するといった考え方はないわけでございまして、あくまでも構成市町からの派遣をお願いをするといふようなことになっております。

したがって、こちらの人事の問題でございますので、組合の希望といえますか、組合が必要とする人材を派遣していただきたいという、その単一的な要素だけで人事が決まるということではございませんので、本人さんの御希望でありますとか、あるいは構成市町のそれぞれの御事情・御都合等もありますので、希望どおりということにはなかなかまいらないわけでございますけれども、ある程度の期間、長期を何年とするかはちょっとわかりませんが、ある程度の期間、ここに勤務していただくことによって精通していただけるという要素が当然ございますので、そういったことを踏まえまして、人事に関しましては構成市町とも連携・協議をしてまいりたいというふうに考えております。

す。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） それと、瑕疵担保での対応についてでございますが、議員御指摘のとおり、私どものほうでも強い意気込みを持って、この3年間の間にあらゆる問題を解決してしまいたいというふうに思っております。今年度につきましても、1年経過した後の瑕疵検査というものも既に実施もいたしました。今後、2年を経過したとき、3年を経過したとき、それぞれ瑕疵検査を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（小山敏明君） 6番、美谷議員。

○6番（美谷芳昭君） 人事配置の問題。今来られている方々を決して否定しているわけではございませんので、それだけ念のために言うときますけど。

最後ですけど、この問題について管理者にひとつお聞きしたいんですけど、住民の血税でつくられたこの大切な施設、これからも長く使っていきたいと、我々、皆思いは一緒だと思います。そのためにも、例えば機械の音を聞いたらどこが悪いと、調子がわかるとか、煙の色を見たらどこがふぐあいがあるんか、そういうことをわかるように、この施設に精通した人間、これの配置が一番重要だと私は思うんですね。一部事務組合ゆえの問題もございますけど、委託業者に指揮命令系統、的確な指揮命令ができるような優秀な人事配置ということをしていただきまして、この施設を長く管理して使っていきたいと、私はこのように思っておりますので、特に人事異動、人事配置の問題について、管理者の決意ですか、お考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小山敏明君） 大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） 今、美谷議員のほうから人事の配置についての御質問でございますけれども、今、事務局長からも答弁申し上げましたように、この事務組合、プロパーというよりはそれぞれの1市3町からということございまして、その中で本年、川西のほうからは人事異動があったことは事実でございます、卒業した人物もおりますし、定期的といいますか部内の異動もあったところも事実でございます。そういうような中で適材適所という人材を図っていきたいというのは、当然、議員御指摘のとおりだと思っております。その辺につきましては、川西市としてはといいますか、管理者としては、その1市3町にそういうふうな相談といいますか、そういうことこれからも配慮していきたいというふうに思っております。

この設備がしっかりと運営できますことは当然のことでございますので、その辺の人事配置もしっかりと見定めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山敏明君） 次に、3番、宮坂満貴子議員。

宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） おはようございます。

新施設が開設しましてから、もう1年半になろうとしていますが、その中でさまざまな不適合事象などありながら、スムーズな運営を心がけていただいて、非常にありがたいと思っています。その中で、今後に向けて幾つかの質問をさせていただきます。

まず一つ目、活性炭吸着塔の必要性についてお尋ねします。活性炭吸着塔は、国崎クリーンセンターの有害ガス除去装置の一つではありますが、これを調査しましたところ、発注仕様書にはもともと設置が必要であるということの記載はありませんでした。活性炭噴霧装置は設置してもよいという記載があるのみです。発注仕様書による排ガス基準値の遵守というのは、高温燃焼炉、それから過式集じん器、湿式洗浄塔、触媒反応塔などでその性能を満たすように求められていたわけです。

発注仕様書に基づいて入札希望メーカーからの見積もり仕様書が提出されますが、それは提出されました後、他社とは異なって、JFEのみが発注仕様書にない活性炭吸着塔を設置するということに記載しておりました。そのため、見積もり仕様書に対して組合側が、メーカーに対して、応札しようというメーカーに対して行ったヒアリング調査では、JFEは発注仕様書にない活性炭吸着塔の設置をしないと、ダイオキシン類の基準値を保証することが不可能なのですかというふうに、その場で質問を受けています。答えとしましては、この装置をつけなくても、基準値は守れるというふうに回答しています。

その後、組合は最終的に発注仕様書というのを再度、メーカーヒアリングの後作成して、これを基本として入札を行うわけですが、もちろんJFEのほうも応札して落札しています。この後、落札メーカーであるJFEは、設計仕様書と設計図書というものを作成しまして、それから建設に至るわけです。落札後のJFE提出の設計仕様書には、当然のように活性炭吸着塔が設置される内容になっていました。

そこで質問1です。設計協議というのが行われたはずですが、その設計協議の際、組合は活性炭吸着塔の設置を承諾したのでしょうか。それとも、それが不要であるということがヒアリングの際、話が出ていたという確認ができていなかったのでしょうか、それについてお尋ねします。

二つ目、この活性炭吸着塔は、JFE社のメーカーの製品であります。このホームページコマースでは、附帯設備がほとんど不要で、低コストで設置できるというふうに書かれています。活性炭の交換は、カートリッジ方式になっていて、JFEのホームページでは、年1回程度の交換を必要とすると書かれていますが、平成21年度のカートリッジ交換は一体何回されて、費用は幾らだったかということをお教えください。

三つ目、設計仕様書説明と設計協議などの際、メーカーから、JFEから、この活性炭吸着塔をつけることに当たってのランニングコストの増加についての説明はあったかどうか教えてください。

4番目です。設計仕様書を各メーカーが提出した際、各機器（高温燃焼炉、ろ過式集じん器、湿式洗浄塔、活性炭吸着塔、触媒反応塔、灰溶融炉装置）等の性能についての詳細が添付されていたと思います。組合は、これらの機器の性能について検討されたことと思います。この検討の際、これらの検討によってメーカーの能力が判定されるわけです。そのメーカーの能力が判定された上で、応札してもいいですよという許可が出るわけですが、当施設建設の入札の適否がそうやって決定していきます。これらの機器の一つ一つの能力について、証明されたデータ、各メーカーが出してきた先ほどの機器、その機器の一つずつについて性能がデータの的に証明されていたかどうかということをお教えください。

それから5番目です。この国崎クリーンセンターというのは、性能発注でありました。ですから、その発注仕様書では、こうこうこういうふうな性能を持った施設をつくってくださいということをメーカーに言うわけですね。その発注仕様書の中には活性炭の吸着塔の存在はありませんでした。

仮に、活性炭吸着塔がなくても本施設のダイオキシン基準値等、排ガス基準値が守れるものであるならば、高額なランニングコストを節約するために、この設備を今後作動させないということも一つの方法かと思えます。それについて、どのように考えておられますでしょうか。

6番ですね。これは、活性炭吸着塔というのは、カートリッジ方式になっていますので、引き出しのような中に活性炭がいっぱい詰まっているわけですが、そのカートリッジを外して、カートリッジを除去した上で排ガス濃度を測定する実験を一度行ってはどうかと思います。これについては、もし外して排ガス基準値が守れないという場合は、近隣住民の方に非常に御迷惑をおかけしますので、本当に細心の注意を払ってJFEと交渉の上、一応出なかった、これがなくても守れるんだという強いJFE側の主張があれば、そのような実験も行っていただきたいと思えます。

7番。本契約は、性能発注であることから、活性炭吸着塔をのけて、他の排ガス処理設備によって排ガスの組合基準値を守れるということが必要であったと思えます。仮に、その設備を使用せずに他の装置だけを使用してガスを排出した場合、基準値を守れないというふうな状況が起きた場合、これは組合が行った入札前のヒアリングにおいて、JFEはうそをついた。守れますということをおっしゃるわけですから、うそをついていたこととなります。もし、うそでないとするならば、JFEは自社のプラントの能力を過信していたか、または誤信していたということになりますが、その点についてはいかが思うでしょうか。

8番。ヒアリングにおいて、もし虚偽回答をしていたのであれば、JFEは本来、その時点で入札資格を失ったわけですね。この活性炭吸着塔というものをつけないと、うちは基準値を守れないんですよというふうに答えていけば、その時点でJFEは入札資格者から外されていたというふうに考えます。実際、10社入札しています。応札にエントリーしようとしていましたけれども、このヒアリングの中で性能を守れないのではないかとということで2社は排除されているというふうに聞いていま

す。

ですから、ヒアリングのときの回答が真実であった場合、JFEは施設プラントの性能を過信、または誤信したこととなって、これは明らかに施設設備の瑕疵に値すると思うんですね。うちは、これなかっても守れるんですよと言っていたのが、実際守れなかったということは、それ以外のプラントにその能力がなかったということですから、これは絶対に瑕疵だと思います。

ですから、瑕疵担保責任を追及されることになりましたけれども、これについてはどのように考えられますか、教えてください。

それから大きな2番目ですね。磁性灰が他施設に比べ大量であることの原因について。これは、先ほどの美谷議員の御質問の中にありまして、私も答弁を聞かせていただいた中である部分、よく理解できました。非常にごみ出しのマナーが悪かったのが、分別の方法が悪かったのか、そこの部分に関係してくるということでした。

ですから、関係市町につきましては、さらに分別の内容を、もう1年半経過として新分別の時期が1年半たっていますので、改めて市民・町民の皆さんに分別の方法について、また広報していくということが必要であろうかというふうに考えました。ここについては、もう納得しましたので、これはお答えはいたしません。

それから次、3番、ダイオキシンのことなんですが、これは総量規制がこの施設はかけているということで、先日、御送付いただいた資料5のダイオキシン類総排出量計算書というのでは、21年度、年間総排出量が11万5,880.9マイクログラムですかね。ごみ1トン当たりになりますと、1.986マイクログラムとなっています。これは、この施設の総量の基準値、2マイクログラム/パートンからすると、危険域にあるというふうに考える必要はないかどうかということをお教えください。

特に、87%が飛灰固化物に含まれているということが気になります。飛灰を処理する場合、キレート剤の使用とか用法の改善、さまざまな機器の使用方法などによって改善することができないのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

(1)でお聞きしたろ過式集じん器でフィルタ捕集しますね、まず第一に。そのフィルター捕集しものは、これは溶融されますので総量規制値の中に入っていると、計算の中に入っているということでしたけれども、活性炭吸着塔のカートリッジですね。カートリッジは、この施設の中で燃やしていかれるというふうにお聞きしたんですが、その部分のダイオキシン類、その総量値の中にこれがカウントされているのか、されていないのか。されていないのだったら、される必要がないのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

それから、4番ですね。灰溶融炉の廃止ということですが。先ほど、灰溶融炉の年間ガス代、1億3,000万円ほどかかっているというふうには、かなり大きな負担だと思いますが、平成22年、ことしの4月、環境省より焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分についての取り扱いという

通知がありました。灰溶融炉は、この施設をつくるときには、灰溶融炉はセットでつくりなさいと。それでないと補助金あげませんよと言われてつくった施設になんですね、ここは。ですけれども、灰溶融炉というのがさまざまな問題も今まで起きてきていますし、それからランニングコストというのが非常に高い。それで、燃焼施設で燃やした灰が、それほど宣伝されていたほど灰溶融炉によって減量されるわけでもないというふうな事情から、あちこちで灰溶融炉の使用はやめたい、または新しい施設で灰溶融炉をつけないというふうな施設も出てきています。そういうことにかんがみて出た通知であると思います。

灰溶融炉のほうを利用しない、または廃止処分したとしても、もう補助金の返還についてはしなくてもよいというふうに通知されています。それについては、最終処分地の残存容量が15年以上あるとか、さまざまな条件というものがあるわけですが、この施設においては、それが可能かどうかということをお尋ねしたいと思います。

豊中市では、これから新しい新施設をつくっていこうという計画を立てておられるわけですが、その豊中市では、灰溶融炉をつけないというふうな決定をしています。豊中市と1市3町の国崎クリーンセンターとは、最終処分地というところを同様に使っているわけですね。ですから、豊中市の灰溶融炉廃止ということが可能であるならば、国崎クリーンセンターにおいても可能ではないかなと思います。交渉次第ではないかなというところがありますので、それについてちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

それから5番ですね。施設案内パンフレットの誤記載。7月27日の環境保全委員会において、委員のほうから、国崎クリーンセンターの案内パンフレットの誤記載についての質問がありました。これは、かなり以前から、あのパンフレットが出た時点から言われているというものです。私は見てもよくわからないんですが、蒸気だめの記載間違いということがあると。これについてどのようなことが教えていただきたいと思います。

子供たちも、わけはわからないながらもそういうものを見ますし、他施設の職員の方、この施設などに詳しい方も訪れてこられると思います。その際、こういうパンフレットなどで御案内するわけですが、その中に間違った記載があるということは、この施設の信頼性に、ある意味小さなみそをつけるというか、そういうふうなところもありますので、速やかに、まだ記載が訂正されていない状況でしたら、速やかに訂正していただきたいと思いますが、これについて教えていただきたいと思います。

それから6番ですね。これは、ちょっと施設とは離れまして、川西市。私は、川西市の市議員でもあります。川西市のほうでは、廃棄物のうちのベッドマットレスとか雨傘とかスクリーンカーテンとかバッテリーとか、そういう物を処理困難物というふうにして、外部の業者に処分を委託していたわけです。

平成20年10月以降、この廃棄物の処分委託料がぐんと減ってるわけなんですけど、月間15.6トンあったものが、平成20年11月から21年3月までの間に全くなくなってしまっているわけですね、外部に委託していたごみが、この廃棄物が全くなくなってゼロになっているということがあります。その理由について、当市の美化推進部のほうでは、9月以降の収集はあったわけですから、9月以降の当該廃棄物は、できる限り内部処理を行って、バッテリー、タイヤ、ベッドマットレス、消火器等に関しては、北部処理場内の部分に保管しておいて、4月1日以降、国崎が稼働を開始したときに、国崎のほうに搬入して処分してもらったというふうに述べています。

21年3月の収集分がすべて、3月分だけ、すべて3月中に北部処理センターのほうで全部処理できたかというのと、それは不可能だったと思います。ですから、3月分については残ってしまって、あと4月以降お願いして処分していただいた物もあろうかと思っています。これは、よその施設でもそういうことはあったかなというふうに思っています。施設のごみ自体、施設を閉鎖しましたので、施設の廃棄物、収集した廃棄物ではなくて、施設内で生じた廃棄物というものもあったと思います。ですから、そういう物も含めてこちらのほうに搬入させていただいたという事実はあるかもしれません。

しかし、ほぼ6カ月間、そういう廃棄物を本来でしたら、その廃棄物は毎月、毎月業者に400万円から500万円の費用をかけて出していたわけなんです。それがストップして、6カ月分の廃棄物をこちらに搬入したというふうに、川西市の美化推進部では述べています。その事実があったことを国崎クリーンセンターの組合のほうでは理解しておられましたか。

そして、理解した上で了解をされたのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

1回目の質問は、以上です。非常に長いので申しわけないんですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、宮坂議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の活性炭吸着塔の必要性についてでございます。一般に公共工事は、発注者が設計と積算を行い、競争入札により施工者を決定する図面発注が大半です。

しかし、ごみ処理施設は荷役設備、焼却設備、熱回収設備、公害防止設備等の特殊な設備を含む高度な技術の集合体であり、ごみ処理の責任を負う地方公共団体が独自に詳細な設計を行うことは極めて困難であります。このため、ごみ処理施設の建設においては、設計と施工をあわせて契約を行う性能発注方式の形がよく導入されているところで、国崎クリーンセンター建設に際しても同方式を採用しております。

ごみ処理施設の建設は、多額の建設費用を要し、また、請負業者となるプラントメーカーが独自の技術に基づいた方式や構造の施設を使用していることから、工事において発注手続を適正かつ公平に進めることが必要となります。

そこで、入札前に入札参加希望者から見積設計図書の提出を求め、各社の独自性を尊重しながら提

案事項が実施可能であるのか、一定の技術内容の検討を行ったところです。この検討過程においてヒアリングを実施し、「見積設計図書に係る各社への質問・回答」を作成し、平成16年12月に「見積設計図書の技術検討書」を取りまとめたところです。

検討結果では、「見積設計図書の一部に仕様とは異なる提案もあったが、再確認の必要なものは各社へ質問・回答によって見積発注仕様書に沿うことを確認するとともに、今後作成する発注仕様書に明記することとした。これらを踏まえ、各社から提出された見積設計図書の内容については、本組合が項目ごとに設定した検討基準に対して満足していると考えられる」と記述されております。また、発注仕様書では、第1章総則の第8節実施設計・施工要領の2、仕様書の記載事項において「本仕様書は、総合的、基本的な仕様を示すものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。

したがって、詳細にわたり記載されていない事項であっても、施設の目的達成のために必要な設備、あるいは工事の性質上、必要と思われるものについては、すべて受注者の責任において補足・補完すること。この場合、受注金額の増額は行わないものとする」と規定しております。

以上の経緯を踏まえた上で、質問1でありますけれども、設計協議の際、組合は活性炭吸着塔の設置については、ダイオキシンの厳しい自主管理基準を満足させるため、施工承諾申請を認めたものです。

質問②、③でありますけれども、平成21年度の活性炭カートリッジ交換は2回で、費用は約3,500万円です。ランニングコストについては、概算の説明を受けております。

質問④につきましては、各機器の能力について出されたデータでは、各社とも証明書等の添付はありませんでした。

質問⑤、⑥の活性炭吸着塔をなくした形での稼働や実験につきましては、国崎クリーンセンターが非常に厳しい自主管理基準を設定し、その性能を満足するための排ガス処理設備として現行の活性炭吸着塔を配置したフローとしていることから、また、地元住民の皆様を初め、広く説明してきており、現時点では困難と考えております。

質問⑦の入札前の技術内容の検討過程でのヒアリング時、JFEの回答の意味ですが、「触媒反応塔は脱硝のみを目的とし、活性炭吸着塔については、ダイオキシン除去装置で厳しい規制値を満足するため、このようなシステムとした。ただし、活性炭吸着塔を設置しないシステムとした場合でも、基準値を保証することは可能です」と答えており、その場合には、触媒反応塔を脱硝だけでなく、ダイオキシン対応型に変更することが条件として付加されてるという意味です。プラントの能力の過信、誤信には当たらないものと考えており、質問⑧の瑕疵には値しないものと考えております。

次に、大きな3点目でございます。ダイオキシン類総排出量について、ごみ1トン当たり1.9862マイクログラムと自主管理基準値2マイクログラム/トンを達成しておりますが、ぎりぎりの状

況であることは認識しております。

ダイオキシン類総排出量の影響度が最も大きい溶融飛固形物で添加薬品としてキレート剤を入れておりますが、これは固化物に含有している重金属の溶出防止が目的でありまして、ダイオキシン類に対しては効果がありません。

また、活性炭吸着塔内の活性炭に含まれるダイオキシン類を総量規制値にカウントする必要はありませんかとの御質問ですが、これは施設点検整備業務を受託しているJFEエンジニアリング株式会社が専門業者に委託し、焼却処分がなされており、焼却過程でダイオキシン類が分解されていることから、総量規制の上では施設外への排出とは見ておりません。

次に、4点目の灰溶融の廃止についてであります。現在、新たにごみ処理施設を建設する場合、国庫補助または交付金の交付を受けるに際して、灰溶融炉の設置はその要件から除かれております。既に設置している処理施設についても、平成22年3月19日付の「焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分について」の通知に基づき、廃止に係る緩和措置が図られたところです。

ただし、財産処分承認に必要な条件として5項目の条件が設定されており、そのうち最終処分場の残余年数に関する項目において、15年以上の確保が求められております。国崎クリーンセンターの場合、最終処分場が大阪湾広域臨海環境整備センターになり、現在の認可では平成33年度までの計画期間となっていることから、残余年数が約12年となるため、現状では補助金の返還をせず、灰溶融炉の処分を行うことは困難であると考えておりますが、一方でフェニックス計画の今後の動向については注視していく必要があろうかとも考えております。

5点目の施設案内パンフレットの誤記載について御説明いたします。平成21年4月当時、国崎クリーンセンター施設パンフレットのごみの流れ、排ガスの流れを示すフローシートにおいて、ボイラーの模式図が書かれており、その中で水と蒸気の色分けをしておりましたが、色の使用において水の青色と蒸気の桃色が逆になって表示されていたものであります。現在は、既に訂正されております。

最後に、6点目の川西市北部処理センターから持ち込まれた廃棄物についてであります。平成21年3月末で北部処理センターの破碎施設が閉鎖され、その時点で処理し切れなかったものや処理に時間のかかるものなど、残務整理として国崎クリーンセンターへ搬入したい旨、川西市から連絡を受けましたので受け入れをいたしました。この受け入れを1市3町で協議する必要までは感じておりませんでした。

答弁は、以上でございます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（小山敏明君） 3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 御答弁ありがとうございました。

一つ目の活性炭吸着塔の件なんですけれども、了解していた。つけることについて、相手方、設計仕様書を提出され、設計協議などの際に了解されていたということになっていましたら、これは仕方

がないですけれども、その際、ちょっと聞こえなかったんであれだったんですが、ランニングコストについて説明を受けておられたということですね。それは、去年の活性炭吸着塔のカートリッジの取りかえが2回行われていますね。JFEのホームページを見せていただきますと、年1回程度でいいというふうに書かれているわけなんです。

ですから、どうして2回にふえてしまったのか。そのことについて御説明いただきたいと思います。やっぱり、3,500万円といたしますと、年間3,500万円、10年たてば3億5,000万円、40年ではかなりの金額をそれに投じていかないといけない。それは、途切れることなくあるわけですね。今の御答弁・御説明の中では、性能発注であったということですので、全部を含めてJFEのほうはダイオキシンの抑制の設計をされていると。

活性炭吸着塔はつけなくてもできるんだけど、活性炭吸着塔をつけない場合は、脱硝設備のほうをさらに強化してつくらないといけないというふうな条件があったというお話でしたね。それは、どちらかの文書に書かれていますでしょうか。それをちょっとお聞かせください。

確かに私たちは、これから今後、活性炭吸着塔を使わなくて年間3,500万円、あるいは1,750万円を節約していけたらいいなとは思っています。けれども、排出ガスの安全性について、経済性よりか優先されるべきだと思っていますので、そのところをよくお考えいただいて、できるだけ2回かえないかのが1回で済むのかどうかというふうなところについてお答えいただきたいと思います。

それから、カートリッジを除去した実験ということは困難であるということですね。それは、私のほうも仕方がないなと思っています。正直申し上げて、本当にいつもいつも組合側はJFEの肩もつてると私は思ってたんですね。ですけども、だんだんと稼働後1年半もたって、残り1年半しかないわけですね、瑕疵担保について。先ほども杉岡次長がおっしゃっていたように、鋭意、瑕疵担保期間内にさまざまな瑕疵を見つけ出して、やっぱり無償で交換または修繕していただく努力を今後行っていただきたいと思います。これは要望です。

それから、灰溶融炉の廃止については、フェニックスの残存年数というものにひっかかって、ちょっと今のところは無理だというお答えでしたけれども、今後もどんどんと整備されていきますので、残存年数はふえていくのではないかと思います。この国崎のごみ量を見てみても、予測していたよりぐんと低くなっています。経済停滞のためかどうか、それはわかりませんが、多分、一般生活者の皆さん方もやっぱりごみの減量ということを、今後どんどんと心がけていかれるでしょうし、それから、販売業者のほうもさまざまなこん包物とか、そういうものの減量について配慮されていかれると思いますので、ごみの量は減って行って、残存年数というものが今後伸びていく可能性もありますので、そのときには素早く交渉をした上で灰溶融炉をストップしてください。それをお願いしたいと思います。

それから、先ほどのダイオキシンの総量規制なんですけれども、この活性炭吸着塔のカートリッジを私がお電話でお聞きしたときには、この施設でどうも焼却しているというふうにちょっと聞いてしまったので、それだと総量規制値にひっかかってくるのではないかというふうに思いましたけれども、もう一度確認させていただきます。メーカーが外部で処分しているということですね。それについて、メーカーがもし仮に外部でその物を処分しているのであれば、その処分地、処分方法などをきちんと確認していただきたいと思います。できれば、どなたかがそちらへ行って、こういうふうに分していますというふうなところを視察をしていただいてもいいかなと思っています。

また、それが不可能であれば、私たち議員の中から視察に行かせていただくということも可能。とにかく、こちらが出したダイオキシンの含まれる物について、最後まで見届けていただきたいというふうに思いますので、それについてちょっと返事をいただきたいと思います。

それから、施設案内パンフレットが、もう訂正されているということで、一応これについてはよかったなと思っています。また、今後もこういう、もうさらにパンフレットを刷り増しするということはありませんし、もしあったとしても、正確なものが出されていくということですが、施設の見学ということがたびたび行われています。こちらのほうに私がうかがっても、よくバスで子供たちも来ていますので正確な情報。子供だから、余りわからんやろうというような感じで不正確なものではなくて、少々わからなくても正確なものをそのときに示していく姿勢を持っていただきたい。

その子供たちが何年かたって、知識の度合いがふえたときに、過去にさかのぼって自分の知識を検証したりする場合がありますので、興味を持ってそれを眺めるということもありますので、リサイクルプラザの展示についても間違いのないようにしていただきたいと思っています。それについてどのように考えておられるのか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

それから、最後のうちの市の川西市の問題でありましたけれども、6カ月間のごみをこちらに運んだということは御存じなかった。また、そういうふうな合意も1市3町の間でなされていたものではない。ということは、川西市が勝手にそういうごみを運ばせていただいたのかどうかということですね。本当ならば、外の業者に頼んで何百万円かの費用をかけて処理しなくてはならなかったごみを、ちょっと残っているものがありますので運びますということで運ばせていただいている。

また、その量について、どれぐらいの量があったかということ国崎のほうでは把握されていない。一体、どんだけ運んできたんやということがわからないというふうなお返事でありました。川西市のほうについても、はっきりとそれを把握されていないというふうな状況です。

やっぱり、私が以前から申し上げているように、収集ごみは別ですけれども、別搬入しているごみ、その内容物、それから回数、重量、そういうことについて組合のほうでは神経をとがらしていただきたいと思っています。確かに、決算報告を見せていただきましたけれども、手数料収入というのがかなりありますね。ですから、運んでいただいて、それが収入につながるというのは、一面いいことかもし

れませんけれども、それがまかり通っていったら、本当に産業廃棄物でだんだんと施設が汚染されていくというふうなこともありますし、私が先ほどの大塊物の問題で、それで懸念しているのは、私たちは生活者ですけども、その生活者としては市や町の分別方法にできるだけ正確に沿いたいと思っています。それがこの施設の、先ほどおっしゃったような寿命を延長する、または危険を少なくするということにつながりますので、そういう努力をしています。

ところが、事業系の搬入、廃棄物、その中には本当に何もかもいっしょくたに、分別ということに余り心を砕いていただけないで入ってきているのではないかなというふうな思いもありますので、搬入ごみについては、その重量、内容物について、今後しっかりと見きわめていただきたいと思っています。それについてどのように考えておられるのか、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

川西市のごみについては、いたし方なかったと思っていますので、これは川西市のほうでまた解決させていただきます。ですから、そここのところでちょっと御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 再質問に御答弁させていただきます。

まず、活性炭吸着塔の必要性の部分でございます。どうして年2回取りかえを行ったのかということでございます。活性炭吸着塔そのものの能力というものがございまして、JFEのほうから、活性炭吸着塔の機能としてダイオキシンを除去するんだというふうに聞いておりますし、もう一つ、水銀につきましても活性炭吸着塔で除去いたしますというふうに、技術的に回答を当時から得ておりました、そういった重金属関係、ダイオキシンの関係を除去いたしますのに、当然、活性炭の寿命がございまして、そういったことから、必要に応じた状況で交換をしてきておるところですけども、実態として年2回程度が、こちらといたしましても、組合といたしましても、必要だというふうに考えて、年2回の取りかえを行っております。

それから、脱硝の関係の触媒反応塔につきましても、活性炭吸着塔を設けない場合には、その触媒反応塔をダイオキシン対応型のものに変えなければならないんだということで、そういう説明、文書がJFEのほうから出てきておりますかという御質問だったと思います。これにつきましては、文書まではいただいております。そういう説明を当時受けておるということでございます。

それから、活性炭吸着塔を単純に今までどおり年2回でずっとやっていくのか。今後、その削減をしていく対応が可能なんではないか、何とかならないのか。コストの面から考えても2回ということにとらわれる必要はないんじゃないかという御指摘だったと思います。

議員おっしゃるとおりだと、私はそのように思っております。ですから、今後は先ほども申しましたように、水銀除去のための装置でもございます。ダイオキシンは悲しいかな、連続測定ができるような項目ではございません。水銀は、私どものほうで煙突の部分で連続測定を行っておりますので、

その状況を測定値から見ることはできますので、そういったデータも活用しながら、それと何しろまだ本稼働いたしまして1年ですので、実際に活性炭の劣化状態がどういうものであったのかいうところまで、まだ厳密には把握し切れていないところがございますので、その劣化の状況なんかの調査も見ながら、いろいろなデータと組み合わせて、年2回が妥当なのか、2年に3回ぐらいが妥当なのか、今後も調査してコスト削減には努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ダイオキシンの総量規制の関係でございます。活性炭吸着塔のカートリッジの中にあります活性炭をどこで焼却しているのか。外部で焼却しておるわけでした、広島県福山市にございますツネイシカムテックという会社のほうで最終的な処分、焼却を行っております。

また、それについて最後まで見届けてもらいたいと。職員目で確かめてほしいという御指摘がございました。予算の許す範囲というような条件もつきますが、そうしますと、ここではちょっとよう申し上げませんが、検討をしてみたいと思います。

それから、溶融炉の廃止の項目でフェニックス計画の見直しが今後あるかと思っておりますので、その動向については注視をする必要がございますし、それが残余年数が延びるような状況になれば、素早くストップしてほしいという御指摘だったと思います。

ただ、私どものほうで五つの条件の残余年数もさりながら、実態といたしましては、議員のほうから御指摘もございますダイオキシンの総量規制というのものも、溶融炉を中止、あるいは処分いたしました際には関係してまいります。また、この後の質問事項にもかかわってまいりますので、そういう環境の面も配慮する必要があるのではないかなというふうに御答弁させていただきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） パンフレットの間違いを初めといたしまして、啓発施設等々での啓発材料に間違いがあってははいけませんよと。これは、当然のこととございまして、できるだけ正確な情報を提供するというは、そういうふうに努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、搬入ごみの内容をきちっとチェックすべきだというふうな御指摘でございます。各行政のほうからの、例えば不法投棄の回収でありますとかそういったものにつきましては、いかんともしがたいところがあるわけでございますけれども、事業系についてでございますけれども、本年6月に一部展開検査もさせていただきまして、内容の確認なども行っております。決して、全量検査したわけではございませんので、これから定期的なというふうな形になろうかと思っておりますけれども、そういったことにも当然我々としても一定力を注いでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山敏明君） 3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ありがとうございます。

非常に具体的でわかりやすい御説明をいただけたと思っています。その中で少しまだ疑問が残りますので、そのことについてお尋ねいたします。

活性炭吸着塔の能力ということなんですけれども、活性炭吸着塔をつけるという仕様になってしまっていたというふうな御答弁だったんですが、これはダイオキシンだけではなくて、水銀のほうもこれによって除去している。だから、年に2回取りかえないといけないんだという御答弁だったんですが、水銀というのはほかの重金属と一緒に湿式有害ガス除去装置のほうでもかなりとれるというふうに聞いています。

果たして、活性炭吸着塔でどれほどの水銀がとれているのかということもまだわかっていない状況だと思うんですね。水銀が、装置の中で本当に水銀値が上がってきて困っていた時期がありました。そのときに、活性炭吸着塔で水銀もカバーしているんだからということで、たまたま取りかえたら水銀の値が落ちたという事例がありましたね。それ以来、水銀がどのようにして、どこから発生してきているのかということを経験されているけれども、わからないという状態だとかつてお聞きしました。今もまだ多分、調査中だと思うんですけれども、そのことについて、やっぱり原因究明があった上で、どれぐらいの水銀の発生量があって、活性炭吸着塔によってどれぐらい抑えられているのか。湿式有害ガス除去装置のほうでどれぐらい抑えられているのかということを経験した上で、できる限り活性炭カートリッジの取りかえ回数を減らしていただきたいというふうに思います。

水銀が出ましたので、そのことでちょっとお願いしておきたいと思うんですが、これも市民の分別ということに非常に大きな原因がかかってくるかなと思います。東京23区のほうのこの前、施設のほうでは、水銀がすごい量が出てきているというのは、これは乾電池からで、また、あとボタン電池なんかもほうり込んでいるという、そういうふうなマナーの悪いところから発生しているというような話も聞きました。ですから、ここには各市町の清掃担当の方もお見えだと思うんですけれども、そのことは住民にどんどんと広報していただきたい。

この前、森の泉のほうを見せていただきましたら、そのようなごみの仕分け、分別の内容についての、本来ならば各市町が行わないといけないようなところを、こちらのほうから広報していただけたということも非常に効果があると思いますので、その方面もお願いしておきたいと思います。

それからもう一つ、灰溶融炉について、ただフェニックスのほうの延命が図られたとしても、この施設がダイオキシンの総量規制をかけていく。灰溶融炉においても、規制を、抑制を行っている、あるいは一部の役割を担っているわけですね。ですから、そのところでどうなるかちょっと疑問があるというふうに、今、次長の答えだったんですけれども、そちらは今後数値のほうをよく検証なさっていただいて、それから各、先ほど申し上げているように脱硝装置、最終の触媒反応塔なんかでの薬剤の使い方、それから湿式洗浄塔などの温度とか湿度、水分、そういうもので調整をしながら、何とかクリアできる方向に持っていただきたいと思います。

+

ですから、そういうことに関しましても、先ほど美谷議員が御質問なさっていましたが、人の値打ちといいますか、人的バリューというものが本当に大切になってくると思いますので、そちらのほうもしっかりとうまってやっていっていただきたいと思います。

ですから、お尋ねしたのは、水銀の回答。すいません。水銀が、活性炭吸着塔で水銀もとっているんだという回答、そういうお話がJFEからあったのは、設計仕様書の段階でしょうか、それともこの前カートリッジを取りかえる前の段階だったのでしょうか。それについて、ちょっと答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 水銀の対策除去装置であるというのは、見積もり設計書を私どものほうでつくりまして、それに対し、見積もり設計図書が各メーカーから出てきております。そのときから、水銀の対策として活性炭を使うというふうになってございます。

以上です。

○議長（小山敏明君） 次に、15番、永並啓議員。

○15番（永並 啓君） 15番、永並啓です。

それでは、通告しておりますように質問をさせていただきます。

情報発信について御質問させていただきます。まずは、不適合事象の報告に大きな写真を貼付していただき、感謝しております。写真があるほうが、どういった不適合事象が起こっているのかということ判断しやすいので、これからもよろしく願います。

ちなみに、これらの写真は、職員が撮られたものか、JFEから提供されたものかということをお聞きします。ただ、ホームページの不適合事象の項目には、まだ写真のほうがないかと思っておりますので、載せるようにしていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

また、先日発行された広報「森の泉」には、1面にこの施設の案内が、子供が見ても楽しく描かれていたと思います。実際に行ってみたい、ここの工場がどんなふうになっているのかというのを行ってみたいという気持ちになった方も多いと思います。実際に今回の広報紙の反響というものがどのくらいあったのかお伺いいたします。

また、紙面という媒体だけではなく、今の時代インターネットという媒体もどんどん積極的に活用してはどうでしょうか。2月にも提案させていただいたんですけど、バーチャル的な工場見学やごみ目線のごみの一生、ごみ、捨てられてから燃やされるまでというものをごみ目線で映像化して見るというのも一つのアイデアではないかと思っておりますので、できるだけ今の情報ツールを積極的に活用して、住民の皆さんに分別など、ここの猪名川上流広域ごみ処理施設の周知徹底を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、前回もこれも申し上げたことなんですけども、本年度、広報紙の回数をふやしております。漠然と回数をふやしましても、効果は私は低いと当時も申し上げたんですけども、その理由は、配布された広報を見られる方は、何回出されても見ます。でも、見ていない方は、回数がふえようが見ません。広報紙の発行をふやした効果をどのように検証していくのかお聞かせください。効果を調べないということであれば、自己満足の広報になってしまう可能性もありますので、よろしく願いいたします。

私は、こういった広報は、発行したらどれくらいの方が読まれたか、ランダムにアンケート調査を行い、その結果をもとに次回の広報紙に生かしていくということが重要と考えます。見ている人に、何度も見ている、見てもらうという発行の仕方ではなくて、いかに見ていない人に見てもらうようにするのかという取り組みが重要になってきます。調査範囲としては、限定的に地域ごとにしてもいいですし、世代ごとにしてもいいでしょう。世帯人数ごと、いろいろあると思いますが、今後、アンケート調査などをする予定はあるかお伺いいたします。

それと、ごみ分別の方針についてお伺いします。最近、大都市圏では、ごみを燃やすときにエネルギーが発生するという理由もありまして、分別を簡素化して高温で燃やしてしまうという動きが起こっておりますけども、この猪名川上流広域ごみ処理施設ではどういう方針で進めていくつもりなのかお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、永並議員の御質問にお答えいたします。

御質問の大きな1点目、情報発信についてであります。組合としても住民の皆様の御理解と御協力、そして信頼を得ていくために、大切な点であると認識いたしております。積極的に取り組んでいるところであります。

まず、広報紙についてですが、今年度より隔月で発行しております。紙面も大幅にリニューアルいたしまして、今まで読んでいただいていた方にも手にとってページを開いていただけるよう、デザインや見せ方に工夫を加えているところです。

大変ありがたいことに、手ごたえも感じているところで、広報紙を見て実際に見学に来られた方や講座などへの参加者からも御好評のお声をいただいております。

組合として、ぜひお知らせしたいことをわかりやすくお伝えするとともに、1市3町の情報コーナーを設けるなど、内容の充実にも努めているところであります。また、ホームページについては、組合議会の21年度の議事録を掲載したのを初め、啓発のホームページでも新たにブログを始めるなど、情報発信力の強化にも努めているところであります。

不適合事象の写真貼付についても、4月に起こった「微量の排ガス漏れ」では、写真を貼付してお

りますが、よりわかりやすい広報を意識し、事例に応じ、今後対応してまいりたいと考えております。なお、この写真は、組合のほうでも撮影しております。業者のほうでも撮影をしております。

次に、動画の配信についてであります。コンテンツの作成には専門的な技術やセンスが必要であり、作成経費がかさむことが想定されます。また、同じ動画を繰り返しごらんいただけないのではないということも思われますので、現時点では広報紙の充実などに重点を置いているところです。

また、組合がリサイクルに力を入れていくという方針であることを住民の皆様により深く御理解いただくことについては、組合の情報発信の中でも大切な事項の一つであります。

このため、広報紙でごみの行方などの企画記事を掲載していくことも予定しておりまして、住民の皆様が興味を持って読んでいただけるよう、編集などに工夫をして対応してまいりたいと考えています。

続きまして、御質問の大きな2点目「ごみ分別の普及のためのアンケート実施について」であります。御質問の広報紙の発行回数をふやしたことの効果を把握するためのアンケート調査につきましては、今年度より広報紙でクイズ欄を設けておりまして、その中で、あわせてアンケートを実施しております。

「一番よかった記事のタイトル」「森の泉を知っていたか」「啓発施設に来たことがあるか」「ごみの分別に努力しているか」「環境関係で気になることは」の五つの質問にお答えいただくようにしております。

まだ始めたばかりでございますので、客体数が少ない状況でございますが、継続して実施し、集計することで、一定の傾向を把握できるものと思っております。

直接住民の皆様のお声を聞く絶好の機会ですので、質問内容に工夫を加えるなどして、今後の広報紙の作成に生かしていきたいと考えております。

組合といたしましても、御質問の点については冒頭申し上げましたように、今後とも積極的に取り組んでまいり所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 15番、永並議員。

○15番（永並 啓君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、写真のほうは、職員の方が撮られたということですが、ぜひ自分たちの目線で、最初はどういった不適合事象なのかということもなかなか把握しづらいと思いますので、最初はとりあえず写真を撮って、そのデータをどんどんためてください。それが、いずれ動作を管理する際に貴重なデータになっていきます。それは、私もメーカー勤務でしたけども、そういっただれもがわかるような書類、だれもがわかるような写真つきのものがあることによって、引き継ぎなどもスムーズにいけます。

もちろん、エキスパートを育てていくということも重要です。ですが、だれもが見てもわかるよう

な形。エキスパートを育てるということをされるのであれば、ぜひとも最低2人育てていただきたい。そうしないと、経験上言わせてもらおうと、1人の方がどうにかなると、全く機能しなくなります。それが心配がありますので、できればだれもがわかるような、だれでも管理できるような書類、そういったものをどんどん積み重ねて、引き継ぎのほうをスムーズにやって、人事異動があった場合でもレベルが落ちないように、管理体制をつくっていただきたいと思います。

あと、ホームページでのいろいろさまざまなコンテンツの普及ということですけども、お金の問題ということはわかるんですが、広報紙とインターネットを見る装置というのは、多く異なってくると思うんですね。特に、今の若い世代の文字離れ、新聞離れなどを考えますと、広報紙を充実させることも重要ですけども、同等分をホームページに力を入れていく。そうしなければ、バランスのいい情報発信というふうにはならないと思うんですね。知ってる人だけがさらに詳しく知るではなくて、幅広く多くの人に最低限の知識を与えていくということが、特にごみ問題について非常に重要かと思えますので、インターネット、ホームページの充実ということをこれからも積極的に考えていただけたらと思います。

それに関連して、アンケートのことも一緒なんですけども、広報紙の中にアンケートをつけても、正直しょうがないんです。それは、読まれた方がアンケートに答えてるんです。私が申し上げるのは、いかに読まない人に。ごみ問題に関心がない人、そういった人に一人でも多く関心を持ってもらうためのアンケートです。

ですから、広報紙を見てアンケートを送るという待ちの姿勢ではなくて、こちらからランダムにこの地域のこの世代の方にちょっと送ってもらって、反応はどうか。見てるのか、見てないのか、そういうのが返ってくるのか、そういった見てない人にいかに見ってもらうか。見てない人に、いかにごみ処理施設というものを知ってもらうかという点に重きを置いて、アンケート調査などをしてほしいという要望ですので、再度そのことについてはお伺いしたいと思います。

それと、分別の方針ですけども、リサイクルに努めていくということで、私もありがたいかなと思っております。それでお願いしたいのは、そのことについてもっと住民に対して情報発信をしていただきたい。なぜなら、こうした大都市での動き、こうした動きはマスコミを通じて大きく報道されているんですね。そして、その報道を見た影響かはわからないですけども、住民の皆さんからは、「分別は余り意味がないのに、何でこんなに分別するの」みたいな、そういった声も聞くわけですね。猪名川上流広域ごみ処理施設としては、こういった方針でいくんだということをどんどん積極的に住民の皆さんにアピールしていかないと、マスコミのほうでどんどん報道されていますので、そういった方針を理解しないと、なかなか分別のほうも力が入ってこないと思いますので、ぜひともそういった情報発信をよろしくお願いします。この議論というものは、いずれ出てくると思います。大都市のほうでは、どんどんそういった動きになってきます。

ただ私は、本当に分別をやめてエネルギーにかえるほうが、大きなメリットがあるというのであれば、そうしたほうがいいのかと思うんですけども、正直何点か疑問が残ってくるんですね。先ほどからありましたけども、最終処分場の問題もあると思います。

それと、多く分別をやめて燃やす量をふやすということであれば、焼却炉を常に動かしていかないといけない。ちょっとしたこの比較は、若干、この猪名川上流広域ごみ処理施設とはちょっと関係ないかもしれませんが、日本一の大都市である横浜市では、13分別を行っています。そして、近年焼却炉を三、四基閉鎖しています。そして、数百億円のコストダウンに成功したと言われていています。

ちなみに、分別を徹底している横浜市と、どちらかという燃やすほうの方針である大阪市を比較すると、横浜市は人口368万人、世帯数158万、焼却処分量が94万トンです。大阪市は、横浜市より人口が100万人少ない266万人、世帯数130万、焼却処分量が136万トンです。人口では100万人、世帯数でも28万世帯少ない大阪市のほうが、焼却処分量では40万トンも多く燃やす。分別を進めたほうが、ごみの焼却量として、減少することは明らかだと思います。

そして、燃やさないということにより、CO₂の削減につながり、環境にも優しくなるということも言えると思います。

人間というものは、楽なほうには簡単に流れますので、せっかく、特にこの1市3町の周りでは、ごみの分別という意識が高まっておりますので、こうした動きを、意識をもとに戻さないように、どんどんこの施設から情報発信を徹底していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（小山敏明君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 再質問についてでございます。

まず、アンケートの件でございます。御指摘のように、広報紙ごらんになっておられない方、いかに見ていただくか、手にとっていただく、これは本当に難しい問題でございます。こちらのほうに顔を向けていただけてる方に対しては情報は伝わりますけれども、そういう顔がこちらに向けていただけてない方、いかに広げていくか、これは大変難しく、また大事な課題であろうかと思っております。また、アンケートをいたしましても、例えばアンケートをお送りして御返送いただける方、その率というのもあるかと思っております。

まず私ども、今年度から隔月で広報紙を発行するようにしたところでございますので、まずは広報紙のほうを手にとって開いて見ていただく、これを最大のねらいとしております。

先ほど、局長のほうも特に申しましたけれども、こういったことを重ねていく中で、今後そういった読者の方の反応、または読んでいただけてない方に対する反応、どうしていくのかということは探っていく必要があるかと思っております。今後の課題であろうかと思っております。

そして2点目、住民の方へのアピールでございますが、これはホームページ、紙ベース、いろんな

媒体でございます。さまざまな媒体を使いまして、より広く知っていただくということの必要性、重々感じております。今後、広報紙の企画におきまして、そういったような、より住民の方に分別に対して御理解が深まっていいただけるようなもの、工夫してまいりたいと思っております。

今後、さらに力を入れていく所存でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 15番、永並議員。

○15番（永並 啓君） それでは3回目の質問をさせていただきます。

まず、アンケート調査のことですけれども、今は、今年度は広報紙のほうでやっていくということですが、行政機関の情報発信というのは、どちらかというところ、発信するばかりなんです。そのレスポンスを聞くというような体制に余りになってないんです。ふだんの行政のいろんな情報であれば、どっちかという見ない人が損をする。こんなことありますよと言っても、見ない人が損をするだけなんですけれども、ごみの分別ということに関しては、見ない人が、知らない人が、間違っている物を出したことによって、ここの施設の運営にかかわってくるんです。変な物を持ち込まれたら、ちょっとした爆発が起こったり、要らない物が持ち込まれたら、それによって余計にコストがかかる。

情報発信として、明らかにちょっと今までの方法と違うようなやり方をしていけないといけない。そしたら、まずは例えば、この地域限定に限ってアンケートを出してみる。返ってこなかったら、正直余り興味ないということも一つの指針でもあります。

ですから、何か。いきなりお金をかけて、全世帯にアンケートなんて考えなくていいんです。ある地域限定でやってみる。そして、そのレスポンスで何かの反応を見てみる。いろんな方法があります。お金かけなくてもできることっていろいろあると思いますので、ぜひともその工夫をして、見ない人をいかに見せるか。そういった観点から情報発信を充実させていっていただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小山敏明君） しばらくの間、休憩いたします。再開は12時45分からとさせていただきます。

（休 憩 11時48分）

（再 開 12時45分）

○議長（小山敏明君） それでは、休憩を閉じ、再開をいたします。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

17番、平岡譲議員。

○17番（平岡 譲君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。なお、前段の

質問者と重複する部分が多々ございますので、その辺御了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、環境省通知の灰溶融固化施設の財産処分の件について一般質問をさせていただきます。

環境省は、平成22年3月19日、「焼却施設に附帯されている灰溶融固化施設の財産処分」について、都道府県に通知をいたしました。一定の条件を満たせば、平成9年から16年度に補助金の交付が決定されて、設置された市町村等の灰溶融炉を財産処分してもよいという、そういうものでございます。

環境省は、平成9年から16年度の期間、自治体が焼却施設整備のために補助金を申請するに対して、灰溶融炉を付設することを補助金支給の要件としてきました。国崎クリーンセンターも環境省所管の補助金制度を活用して、灰溶融固化設備を兼ね備えた施設として稼働をしております。市町村関係者にも環境省から、各都道府県知事に送付された通知を受けて周知されたことと存じます。

今回の一般質問は、環境省通知の焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分についての件で、組合のお考えをお聞きをいたします。大きく三つお聞きをいたします。

1点目、通知を受けての組合の考え方について、今回の通知についての御所見を伺いたい。今後における灰溶融固化設備の存在意義について、組合はどのようにお考えなのか。

2点目、当施設は、財産処分承認を満たす条件に該当するかどうか。通知の背景には、①ダイオキシン対策の推進に伴う排出削減効果の発現（飛灰及び焼却灰のダイオキシン濃度の著しい低下）により、溶融固化処理の必然性が低下していること。②3Rの推進により、最終処分場の残余年数が増加していること。③灰溶融固化設備の廃止により燃料の削減で、温室効果ガスの削減に寄与することが上げられております。

財産処分承認に必要な条件として、ダイオキシン対策、最終処分場対策、そして地球温暖化対策等を勘案して、五つの項目を満たすことを条件にしております。

それでは、五つの項目においてクリアできるかどうか。承認に必要な条件といたしまして、1番目、焼却飛灰、いわゆるばいじんは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の基準に基づき、適切に収集、運搬、処分及び再生されること。特に、処分及び再生に当たっては、セメント固化や薬剤処理、またはほかの施設での溶融処理など、適切な方法で処分または再生されること。

2点目の条件といたしまして、焼却灰はセメントや各種土木材料等としての再生利用、または他の施設で溶融処理することが適当であるが、やむを得ず埋め立て処分を行う場合は、維持管理基準等に適合すること。

3番目、「廃棄物処理施設整備計画、平成20年3月25日に閣議決定された分の重点目標等において、最終処分場の残存容量、15年以上確保されていること。

四つ目、温室効果ガスの削減に寄与するため、灰溶融固化設備の廃止に伴う燃料等の削減量と、新たに発生する焼却飛灰及び焼却灰の収集、運搬、処分、または再生に伴う燃料等の増加量を試算した

結果、CO₂の排出削減が客観的に明確であること。

最後の5番目の条件といたしまして、灰溶融固化設備のふぐあいを意図的に放置したために、休止に至る等、灰溶融固化施設の運転に不適切な事態が生じていないこと。

以上、五つの条件について、クリアできるのかどうか、お伺いをいたします。

その3番目、飛灰及び焼却灰を灰溶融炉固化設備で処理した場合のコストと、最終処分場へ運搬し処分した場合のコスト比較について、概算でもいいのでお示しをいただきたい。

以上、最初の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、平岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の環境省の通知を受けての組合の考え方についての御質問であります。今回の通知についての所見であります。国崎クリーンセンター建設当時の国庫補助の要件として国の方針は、ごみ焼却施設の 신설には、灰溶融固化設備の設置を義務づけておりました。

今回、ダイオキシン対策の推進に伴う排出削減効果の発現、3Rの推進による最終処分場の残余年数の増加、温室効果ガスの削減を背景として、灰溶融固化設備の財産処分について、定められた条件をすべて満たした場合、補助金の返還を要しない取り扱いとする旨の通知が出たわけですが、国崎クリーンセンターの建設目的は、1市3町のごみ処理基本計画をもとに、ごみの減量化と資源化に向けて、焼却施設及びリサイクルプラザを建設し、ごみ処理施設から排出される有害物質等による環境負荷を現状より低減させるとともに、一般廃棄物の安定的かつ適正な処理及びリサイクルを行い、循環型社会の構築に寄与することとしております。

また、ごみ処理基本計画では、施設整備の基本方針として、①公害・環境汚染を引き起こさないこと。②最終処分量を減量化できることなどとしております。さらに、御案内のとおり、豊能郡美化センターの教訓も背景として、排ガス等の自主管理基準値は、大変厳しく設定されております。

ごみ処理の方式については、焼却方式検討委員会等の審議もいただき、この地域にふさわしいごみ処理施設として、現在のストーカ炉プラス灰溶融炉の方式となっております。

こうした国崎クリーンセンター建設までのさまざまな経過や地域の実情を考慮したとき、今回の国の方針変更の背景として説明されている内容につきましては、理解をできるものではありませんが、国崎クリーンセンターにとって本格稼働後わずか1年余りの時期であること。当センターの目指す最終処分量の減量化の方向を簡単に変更できるのかなどから、少し唐突な印象と戸惑いをもって受けとめております。

次に、今後における灰溶融固化設備の存在意義についてでございますが、焼却灰、飛灰に含まれるダイオキシンを分解する技術につきましては、現在実用化されている施設では、最も一般的で確実なものでありますので、地域生活環境への安全・安心を考慮する上で、国崎クリーンセンターには重要

な施設と考えております。

2点目の当施設は財産処分承認を満たす条件に該当するのかの御質問であります。承認に必要な五つの項目について、種々検討・確認をする必要がございますが、最終処分場の残余年数関係以外の条件については、おおむねクリアできるものと考えております。ただし、国崎クリーンセンターの場合、最終処分場が大阪湾広域臨海環境整備センターになりますので、同センターの計画では平成33年度までの埋め立て期間となっていることから、残余年数が約12年となるため、この条件につきましてはクリアできない状況にあります。一方、フェニックス計画の今後については、注視していく必要があるかと考えております。

続いて、3点目の飛灰及び焼却灰を灰溶融固化設備で処理した場合のコストと、最終処分場へ運搬し処分した場合のコスト比較についての御質問であります。搬入ごみ1トン当たりの処理経費を計算いたしますと、飛灰及び焼却灰を灰溶融固化設備で処理した場合は、灰溶融固化設備としてのコストは6,389円となります。現在のプラントシステムから、灰溶融炉を停止させた場合、灰溶融固化設備にかわる飛灰及び焼却灰の処理装置等を残したプラントシステムに変更したと仮定したときの当該装置に関連するコストを推計いたしますと、約2,200円となります。約3分の1にコストが低減される要因は、溶融のためのガス代が不要になること。運転管理委託料、施設点検整備委託料、人件費などが残存する処理装置等の構成に応じて削減されることなどが上げられます。

以上のように、コスト面では有利に働く一方で、ダイオキシン類の排出量でプラントシステム変更の影響も生じてまいります。焼却灰と飛灰が重金属対策を講じただけで施設外に排出される形となりますので、それぞれのダイオキシン類含有量を分析しないことには明確にはできませんが、一般的な知見としては、「ダイオキシン類発生防止対策等ガイドライン」の中の資料において、排ガス、焼却灰、飛灰に含まれて排出されるものの総量を代表的な値として推計しており、ごみ1トン当たり約4.25マイクログラムと示しております。

このことは、国崎クリーンセンターのダイオキシン類総量規制値の2マイクログラム/トンを超す可能性を示唆することになりますので、環境面への配慮についても並行して慎重に検討していく必要があるものと考えております。

答弁は以上でございます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山敏明君） 17番、平岡議員。

○17番（平岡 譲君） どうもありがとうございました。

1番目の質問ですね。唐突なものを出されたというような答弁だったと思うんですけども、国崎クリーンセンターのコンセプトを考えたときというのは、かなり前の話になると思うんですけども、その中でももちろん当時、設計段階のところから、また補助金を仰ぎながら建設をしていくという過程の中で、ストーカプラス灰溶融炉というような当時の方針の中で現在進められて、昨年4月からカ

ウントとして稼働しておると。

そういった背景の中で、平成22年3月に環境省のほうからこういう通知が来たという形の中で、では、現状のコンセプトを生かしたまま、稼働してまだ日が浅いという形の中で唐突だなというのは、私にも理解ができます。

しかしながら、環境省がこういった通知を出された背景というのも、経済性の問題、あるいは安全性の問題、そして地球温暖化の問題等々含めて、あとごみ処理に関する考え方が変わってきたというのもありながら、そういったところを出されたものだと思っております。

いわゆる、1市3町で決められたごみ処理計画で循環型社会形成という形の中で、今のごみの処理のあり方というのが確立されたという部分は、確かにわかります。豊能町のダイオキシン問題で、そういった部分もあった中で自主規制というか、自主管理基準というのかなり相当厳しく、環境に優しい、地域住民にとって信頼できる国崎クリーンセンターの建設というところが頑張られたというの、かなり私も理解しているところでございます。

しかしながら、時代の変遷に伴って考え方も変わってくるのも通例でございます。そういった中で再質問させていただきたいのですが、その前に2番目の質問の答弁をいただいたように、五つの条件という形が環境省のほうから財産処分できるよという部分で提示をされたんですが、五つのうち四つはクリアできるだろうと。

しかしながら、最終処分場の残余年数というところが、3Rの推進とか、あるいは産廃も減っている。当然、一般廃棄物の総量も減っているという中で、残余年数は確実に延びていっているということもだし、調べた中で結果として理解をしておるんですが、今、平成33年までの計画で12年という、残余年数が若干延びていると思います、以前から比べれば。そういった中で、今後の環境省がもちろん打ち出しています最終処分場のあり方、そしてごみの減量化によって残余年数も延びていっているという状態もありますので、その辺のところにも力を入れていくという、そういった環境省のほうの基本計画というか、そういったのも打ち出されている中で、今後の動向に注視をしていくということなので、注視をしていきながら、今後のあり方というのを考えていかねばならない時期が来ようかなと、そういうふうにも思っております。

それと、3番目のコスト比較で現行の灰溶融炉固化設備で処理して、運搬して、最終処分場に埋め立てられているという、そういったコスト、かなり高額になってきておるといところも、今の答弁で明確になったかなと思います。

1トン当たり固化して処分する費用というのが、トン当たり6,389円。仮に、灰溶融炉施設がなかった場合を仮定して、前の川西市では北部、南部とありまして、焼却灰を処理するのにし灰をそのまま最終処分場に持って行って処理をしてもらう。飛灰については、ある程度固めてキレート剤等とかで処理をしながらやっている。そういった形の比較でコストが3分の1になっていくという部

+

分で、これからごみの減量化とともに、処理施設、処理コストという部分も削減していかなければならない。

それと、また環境的な問題の中で、その処理をすることの形も変わってくる可能性というのもありますので、そういったところをまた熟慮して考えていただきたいと思います。

再質問に移らせていただきます。

前段の質問者でも質問の内容とちょっとかぶる部分があるんですけども、平成22年3月、豊中市、伊丹市クリーンランド、新ごみ焼却施設整備基本計画を取りまとめました。整備基本計画の策定に当たりましては、クリーンランドでは専門的知見を有した学識経験者からなる技術委員会を組織して、専門的知見から、公平・公正な処理方式の検討を依頼し、技術委員会の検討結果を参考に、新ごみ焼却施設整備事業に採用する処理方式を選定されました。

処理方式に関して客観的かつ詳細な評価基準に基づいて、公平かつ慎重な評価が行われて、新ごみ処理施設に適合する最もすぐれた処理方式は、経済的な面でストーカ方式であることが技術委員会より報告がされております。

また、技術委員会での評価結果において、クリーンランドが仮に溶融施設を選択した場合でも、近隣施設でのスラグ再利用状況を踏まえると、確実な全量資源化利用は懐疑的であると。仮に、全量を資源化できない場合は、スラグを最終処分せざるを得ないということについても指摘をされて、結果、灰溶融はしないことを明確にしております。これは、もちろん溶融固化設備で溶融スラグがつけられた、生成された、それが本当に利用に結びつくのかどうかというところは懐疑的だということをやっています。

そして、仮に全量を資源化できない場合は、結局、最終処分で埋め立てにしている。今、現行、国崎クリーンセンターも全部を埋め立てという形で処分をしておるのが事実でございます。

そういった面も踏まえて再質問させていただくんですが、国崎クリーンセンターにおけるスラグ再利用の考え方について。現在は、灰溶融炉で処理された溶融スラグ、溶融飛灰固化物などは、すべて埋め立て処分されています。施設稼働から1年数カ月がたちました。スラグのJIS規格を得るための溶融試験などの動向、再利用するための手続、スラグ自体の需要が本当に見込めるのかどうか、現状をお聞かせ願います。これが1点。

また、灰溶融炉固化施設の稼働による、灰溶融施設に係る年間維持補修経費の問題がございますJFEから引き渡されて、約10年間で9億3,860万円のコストがかかります。また、人件費コストやガス燃料経費、これは1億2,600万円、平成21年度分でそれだけかかっていると。

そういうことから考えて、本当に灰溶融固化設備が必要なのか。時代にあったものなのか疑問に思いますが、その点についてのお考えをお聞きします。

以上、再質問は終わります。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 平岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

スラグの再利用の考え方でございます。国崎クリーンセンターのほうでは、こちらを建設いたしますときに、スラグにつきましても再利用を処理の方式として取り入れていくというふうに、建前上決めております。実際のところは、議員御指摘のとおり、再利用はできておりませんで、全量フェニックスのほうに処分いたしております。今に至る過程の中で、会社名はちょっと出しませんが、アスファルトメーカーさんのほうと協議をいたしまして、議員御質問の中にもございましたJ I S規格を通す格好の品質のものができたとき、これは試運転期間のときでしたけども、それをアスファルトメーカーのほうに提供いたしまして、実際にアスファルトを作成いたしました。そのこしらえましたアスファルトを、この施設の今私どもは管理棟の3階におるわけですけども、リサイクルプラザの建物との間に通路がございます。その通路におきまして、新設舗装するとき、試運転のときに発生しましたスラグでこしらえましたアスファルトを実際に引いております。あるいは、リサイクルプラザのほうに展示しておりますけども、テストピース、こういう丸いアスファルトの物も、こういう物ができるといふ意味で展示をさせていただいております。それが実際に再利用した例でございます。

あと、今後、議員がおっしゃいますように、需要がどの程度見込めるのか。私どものほうで生成いたします約4,000トンのスラグが全量はけるものなのかどうか等々、検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、時代の変遷とともに熔融方式というものを継続すべきなのかどうかというところでございますが、局長の答弁にもございましたように、国崎クリーンセンターでは、ダイオキシンの排ガス規制が非常に厳しいとともに、ダイオキシンの総量規制というものを実施してございます。その基準が2マイクログラム／トンということで、日本国内でも私が知る限り、一番厳しい基準を採用しておりますし、総量規制ということを実際にやっておられる処理場のほうも非常に少ない実態がございます。

そういった中で、経緯を考えますと、今直ちには熔融炉を停止するという考え方を示すわけにはまいらないと思いますが、コストのことも十分考える必要が、検討する必要はあるのかなというふうに思っております。

私のほうから、答弁は以上でございます。

○議長（小山敏明君） 17番、平岡議員。

○17番（平岡 譲君） どうもありがとうございました。

熔融固化物、いわゆるスラグについて、本当に需要があるのかなといったら、いろいろ調べてみたんですが、なかなか他市でも全量というのは難しい。アスファルトに使う約10%ぐらいですか、それに含有させて、そういうアスファルトというところで再利用していたという部分があるんですが、

なかなか需要があるとは言い切れないということで、実際、需要が全量あれば、平成21年度のごみ処理費の詳細について資料提供してもらっている部分でもあるんですが、運搬処分費でも644万5,000円、埋め立て処分量でも1,846万9,500トンと、こういう部分が、売れる物ですから処分に取りに来てもらったらい話なんで、それは交渉事になると思うんですけども、なかなかそれだけの需要があるとは思えないというのが一つにあります。

それで、灰溶融炉を本当につけてよかったのかどうかというのは、またいろんな形で評価はできると思うんですけども、いわゆる溶融固化物が売れるかどうかだけで考えれば、売れないだろう。今までどおり最終処分場で処理をされると。運搬経費、あるいは埋め立ての処分料というのはかかっていくということで、灰溶融炉ができて、その分だけで言えば経費は削減できなかったというような形で推移をしていく可能性が高いというふうに、一つ指摘をさせていただきます。

それと、少し戻って申しわけないんですけども、財産処分ができる条件で、一つはフェニックスの埋め立て最終処分場の残余年数の問題があります。先ほど答弁があったように、1市3町での基準ですから、それを直ちに变えるということは難しいという形の中で、自主基準の高さというのが、一つ大きな問題にもなっていくとは思いますが、灰溶融炉固化設備をなくそうと思うと。そういったところをこれからどういうふうに考えていくのかなというような問題が、これから出てくるだろうと、私自身思っております。

いわゆる、ダイオキシンの総量規制、国崎クリーンセンターのこの施設で排出ガス、あるいはダイオキシン類の総量規制というのが、かなり2マイクログラム/トンですね。それぐらいということで、一般の基準値の半分という形で4.2ぐらいとおっしゃってたんで、この自主基準値がある限り、灰溶融炉で固化させて、ダイオキシンを抑えて搬出しなければならないということ。これが一番大きなネックにこれらなってくるんだらうかなという部分があって、なかなか財産処分という部分については、相当な議論が1市3町でされなければ、なかなか灰溶融炉の財産処分というのはできないというのがわかりました。

ただ、インターネット等発達していますから、灰溶融炉に関する書き込みというのはたくさんございまして、耐火レンガ等の損傷なのでメンテナンス費用が膨大になっているとか、あるいはエネルギーを多量に消費する問題。インターネットのホームページを見れば、かなり出てきます。

今回の灰溶融炉の財産処分承認基準の運用に関する通知は、灰溶融炉推進をしてきた環境省としては、従来の考え方から、唐突だとおっしゃったように、大きく転換というか変換する内容でございます。通知の背景に三つの先ほど理由が上げられておりました。飛灰及び焼却灰のダイオキシン濃度の著しい低下で、灰溶融炉処理の必然性が低下していること。3Rの推進により、最終処分場の耐用年数が増加していること。三つ目、温室効果ガスの削減に寄与するという部分がありました。

この3点目の温室効果ガスの削減に寄与するという点をとらえておけば、温室効果ガスの削減とい

うのは、我が国の環境政策の最重点課題の一つでもございます。180万6,710立方メートルのガス燃料が、平成21年度で使われていると。これを燃やすとかなりの温暖化というのが進んで、排出ガスもかなり出しているという部分がございます。

この温室効果ガスの問題なんです、平成17年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量、これは廃棄物処理施設整備計画、これは平成20年3月に出された分の中でちょっと調査させてもらったんですけども、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量、これは我が国の総排出量の約3.5%を占めておるそうです。京都議定書の基準年度である1990年度から比較すると、平成17年、29.5%増加している状況にあるというのも指摘をされております。

廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することは、極めて重要であるとも書かれております。こういった部分につきましても、本当に灰溶融炉を使いながら、それだけの温室効果ガスをどンドン出していくのが本当にいいのかどうかと、これも一つ検証もしていかなければならない、そういうふうには思っております。

それと、平成20年3月25日に出された廃棄物処理施設整備計画の中でも、平成15年からの廃棄物処理施設整備計画の評価として、平成14年度から17年度までの推移を見てみますと、ごみのリサイクルについては、16%から19%へ伸びを示しております。ごみ減量処理率につきましては、95%から97.1%、一般廃棄物最終処分場の残余年数は、日本全体で13.8年から14.8年まで延びておるというのも出されております。着実にこういった部分をとらえてみましても、ごみの減量化というのは向上しております。

平成20年に出された廃棄物の処理計画におきましては、ごみ総排出量、これは目標値になるんですが、平成19年度見込みの約5,200万トンと5年かかって平成24年度には5,000万トンに削減をしていくと。ごみのリサイクル率につきましては、平成19年度の見込み20%を5年後の平成24年度には25%にするという目標を掲げております。

また、ごみのリサイクルや減量化を推進した上で、なお残る廃棄物については、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に処分するため、最終処分場の設置または改造。既に、埋め立てられているものの減容化等によって、一般廃棄物の最終処分場の整備を推進する、こういったことも進められていきます。一般廃棄物最終処分場の残余年数、平成19年度の水準、これは15年分なんです、それを維持することを目標としています。

そういった流れがある中で、プラス3Rの推進、リサイクル法に基づくごみ減量化に伴って、これから将来的に見れば最終処分場の残余年数も延びていく傾向にあると思います。こういった三つの視点から、私言わせてもらったんですけども、そういったことを1回、こういった環境省の通知でまた基本計画等々、国の部分も変わった分もございまして、では、国崎クリーンセンターとして、確かにもともとの原点になるコンセプトは忘れてはいけないと思うんですが、時代の流れとともに本当に

灰溶融炉固化施設、設備というのが、本当に将来的にいいものかどうか。経済性、安全性等を踏まえた中で、それと地球温暖化という大きな、政府が削減する目標がございます。そういった中でしっかりと、こういうところをきっかけに、将来的な灰溶融炉の存在意義というのをもう一度検証していただきたいように思うわけですが、そこにつきまして、管理者に最後お尋ねを申しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小山敏明君） 大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） ただいま、平岡議員から、大きな課題といたしますか提案があったように思います。午前中にも提案をいただいたところがございますけれども、私ども昨年の4月にオープンということでございまして、議員も御指摘のとおり、この経過、ダイオキシン等の経過は十分御認識だと思えます。そのことを踏まえて、やっぱり、ただそれにとらわれることなく、広範囲に検討していく必要はあろうと思っておりますけれども、まだ今現時点におきましては、いささか、今は事務局長も答弁しましたですけど、唐突な感というのは、私どもにとりましては、そういうふうな感覚もございまして、いろんなことを含めて条件は探ってはいきたいと思っておりますけれども、今すぐに御指摘等について対応できるかといいますと、そうはなかなかいかないものではないかなというふうに認識しております。

今後の課題ではあるかなというふうな認識でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山敏明君） 次に、16番、黒田美智議員。

○16番（黒田美智君） 川西市の黒田美智でございます。

大きく三つの点で一般質問をさせていただきます。一つは、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が施設運転管理業務、焼却施設及び定期点検保守業務の実行管理に当たり、大阪市環境事業協会に技術的視点からの助言や指導を行い、組合業務の円滑な遂行を実現することを目的として、平成21年10月から業務委託を行いました。そのことについて、3点についてお聞きします。

一つは、施設稼働後、不適合事象はランク別、年度別に何件あったのかについて。

二つ目は、大阪市環境事業協会と契約前後で変化があるかについて、不適合事象発生等への成果の具体について。

三つ目は、今後の課題についてです。

大きく二つ目は、煙突からの排ガス、大気質調査における基準値を超える「水銀」値についてです。本格稼働になり、「水銀」の基準値を超えるようになってから、調査中だと言うまま経過をしていますが、その原因について、及びその後どうなっているのかについて。試運転時は、基準値を超えていないことと、「事業系等ごみの搬入」との関係についてもお聞かせください。

大きく三つ目は、施設組合として「公契約条例」を制定することについてです。公的施設における

公金の使用、委託料も含めてについて、「施設組合」としてその実態を十分把握すべき、透明性を担保すべきだと考える方向で、施設組合としての「公契約」の決まりをつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

一つは、委託主である組合は、施設で働くさまざまな職員の労働条件を把握すべき（契約書に記載しているという、そのようなことだけではなく、その具体をいかに担保すべきか）と考えますが、いかがでしょうか。

もう一つは、よりよい仕事をし、経験を積んでいただくためにも、職員の定着率が大切だと考えますが、いかがでしょうか。稼働後、施設運転管理業務の職員定着率などの把握についても、組合としてどのように考えておられるのか、その具体的なあり方などもお聞かせください。

三つ目として、組合と委託先との情報の共有、説明責任、透明性の担保など、前進させていくことが必要だと考えますが、総合的にいかがかということについてお聞かせください。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） それでは、黒田議員の御質問にお答えいたします。

1点目の財団法人「大阪市環境事業協会」への業務委託の成果について御答弁させていただきます。

まず1番目、不適合事象は何件あったのかについてですが、不適合事象対応マニュアルは、平成21年4月から摘要しておりまして、4月から9月までの上半期で区分3が10件、区分4が30件、計40件発生しております。10月から3月までの下半期では、区分2が1件、区分3が6件、区分4が16件、計23件発生しております。平成22年度では、4月から7月までの4カ月間の件数になりますが、区分3が3件、区分4が3件、計6件発生しているという状況でございます。

2番目の御質問ですが、まず、国崎クリーンセンター技術支援業務委託における業務内容は、次の三つの事項の技術支援を掲げております。

第1に、施設運転管理業務委託の実施に伴い、提出される日報、点検報告書等のチェック及び現場巡視、第2に、施設点検整備業務委託の実施に係る執行状況のチェック及び次期計画内容の妥当性の検討。そして、第3に不適合事象の原因究明や対策の立案等についての技術支援であります。

平成21年10月1日に当該業務委託を契約したわけですが、その前に比べ、後のほうが不適合事象発生件数は減少しております。ただ、この実態が大阪市環境事業協会の成果であると過信をするつもりはありません。うまく機能し始めているとは思っていますが、一方では初期トラブルが時間の経過とともに減っている可能性もありますので、どちらの要因であるのか、両者の影響によるものであるのか、確信を持つには至っておりません。

今後は、組合職員の技術向上のため、大阪市環境事業協会のアドバイスを受けるだけでなく、他施設との情報交換など積極的に取り組み、施設点検整備費用の低減につなげていくことが課題であると

考えております。

次に、2点目の御質問でございます。水銀濃度の基準超過の原因とその後の状況についてですが、まず、平成22年6月22日に「排ガス中の水銀濃度の基準超過に係る改善について」JFEエンジニアリング株式会社社長あてに指導書を送付し、原因の究明と改善計画書の提出を指示したところで、7月15日には、JFEエンジニアリング株式会社から、平成22年3月9日の水銀測定結果と、これに対する改善（案）が提出されました。ただし、同改善（案）では、単に事象を抑制するための対策にとどまっており、原因の究明、根本対策には至っていないものと判断し、さらなる原因の究明を指導したところであります。

また、組合といたしましても、放置できない事態との認識から、大阪市環境事業協会のアドバイスを受けながら、原因と想定される箇所の影響を取り除き、その上で実際に炉を立ち上げる実験的運転を8月6日に実施し、データ蓄積に努め始めたところです。

基準超過と「事業系ごみの搬入」との関係につきましては、想定として、体温計や血圧計など、水銀を含むごみが可燃ごみに混入して搬入されるケースが考えられますが、このことも含めて、本年6月に事業系ごみ搬入車両の展開検査を行ったところであり、多量のワイパーが混入していたもの、大型の木片が混入していたものを発見いたしました。水銀を含むごみにつきましては、発見しておりません。ただ、6月の展開調査では、検査できた車両数が少なかったため、今後も定期的にも実施してまいりたいと考えております。

なお、平成20年度の試運転時にも水銀の基準超過は見られておりましたので、試運転時、本格稼働後といった時期的な要因は含まれていないものと思っております。

続きまして、御質問の大きな3点目、「施設組合として公契約条例を制定することについて」御答弁申し上げます。

公契約条例は、公的な機関が発注する工事や委託業務に従事する労働者の公正な賃金や適正な労働条件を確保しようとするものであるとされています。労働者の賃金や労働条件につきましては、労働基準法や最低賃金法などの関係がございますし、また、関係行政庁がございますので、そちらが本来の窓口になろうかと思っております。

一方、受注業者にとっては雇用契約や元請、下請関係など、民と民との関係でもあります。基本的には、賃金その他の労働条件は、法律により制定されるべきものであり、国における公契約法の検討状況を注視していくこととしております。

ただ、こうした中ではありますが、一部の自治体で公契約条例を制定、もしくはそうした動きがあることも聞き及んでいるところで、そういうことも勉強させていただきながらやっていく必要があるかと思っております。

次に、お尋ねの点についてであります。労働条件などの個々の把握は行っておりません。現状に

おいては、仕様書あるいは入札のしおりの中で関係法令の遵守について周知指導しているところでございます。

また、職員の定着についてであります。経験を積んだ方に業務をお願いしたいというのは、当然、私どもの思いでもございます。お尋ねの定着率としての把握は行っておりませんが、異動や離職などにより業務に従事する職員の方に変更があった場合には、報告をいただくこととなっておりますので、従事者については把握いたしております。

次に、組合と委託先との情報の共有、説明責任、透明性の担保などについてであります。当組合の契約関係は、川西市に準拠しており、川西市のほうでも公契約条例について勉強されているとのことですので、情報提供やアドバイスなどをいただきながら、今後の動向を見定めてまいりたいと考えているところでございます。

今後とも、よりよい労働環境の維持については前向きに取り組んでまいり所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

答弁は、以上でございます。

○議長（小山敏明君） 16番、黒田議員。

○16番（黒田美智君） ありがとうございます。

一つ目の大阪市環境事業協会の部分です。今、局長のほうからは、不適合事象が減っているけれども、過信はできないというようなことも聞かせていただいて、その部分は本当に私も同じ思いかなというふうにもしているところです。

そこで、一つ確認をしたいのは、この大阪市環境事業協会のところで主任技術者という方は、十分な経験を有するということで配置もしていただいて、業務を遂行するということになっていますが、これは経験だけなのか。もしくは、何か有資格というようなことが決められているのかというところを少し詳しく教えていただきたいと思います。

ですから、この経験も、例えば現場で5年ぐらい働きましたよとか、10年以上ですよみたいなことで、施設組合から委託をするときに何かありましたら、その部分についても教えていただきたいというふうに思っているところです。

それから、課題というところでは、施設組合と協会のほうとの意思疎通もきちんとしながら、三つの点で提言ももらっていくという状況があるわけですが、今のところそこは順調に行われてきたということなのか。もしくは、お願いをしていた三つの部分で、いやいやもう一度再検討をしてくださというふうに施設組合のほうから差し戻したような案件があるのかどうかというのを聞かせてください。1点目では、その部分をお願いします。

それから、二つ目の水銀の部分です。一つは、やっと6月に全体調査を行った。今おっしゃられているように、台数として少ないと言われたんですが、この少ない台数というのは、何台でしょうかと

というのが1点。

それから、先ほど午前中の議員の中からも出ていましたが、8月に東京23区で高濃度の水銀汚染という形で炉がとまってしまったというようなことがありました。その中で、やっぱりかなり高濃度の水銀を含んだものが紛れ込んだんだろう、もしくは産廃と知っていて不法投棄があったかもわからない。でも、残念ながら、これも今のところ定かではありませんが、足立工場のほうでは、実は1時間当たり200グラムの水銀を取り除く排ガスの浄化装置を備えているというような情報がありますが、この施設組合の部分でいけば、今の性能の中では大体どれぐらいの水銀を取り除く装置を備えているのか。

先ほどから出ています活性炭という部分もありますし、湿式というところもありますので、そのあたりのところを少し教えてください。

それから、もう一つは、事業系だけではなくて、もちろん家庭のごみも持って入ります。そのような部分のいわゆる燃えるごみとして搬入をするときに、持ち込みの料金がある意味では一番安いというところで、できるだけ燃えるごみの中にいろいろな物を入れてしまいたいというような気持ちがわくという方もおられるでしょう。その方たちのためにも、先ほどのいわゆる展開検査、リサイクル施設のほうにですが、ダンピングボックスもありますよね。だから、やっぱりそのところも含めて、事業系のごみをしっかりとチェックをしていくという方向だとか、それから、今現在、事業系のごみ、どこの事業者さんからどのように運ばれたというような記録などはきちんとあるのでしょうか。

この東京都でも、実はちゃんとICカードが渡されて、搬入日時が記録をされているので、今その妥当の搬入業者からも聞き取りをしているというようなことが明らかになっているんですね。そのような何かあったときの手だてとして、その原因をしっかりと追求できる、そのようなシステムがちゃんとあるでしょうかというところをお聞かせください。

それからもう一つは、先ほどから、もちろん施設組合と企業とのやりとりの中で、改善案の部分については、一歩、二歩と前進はしてきているけれども、原因が不明であるという部分なんですね。もちろん、原因が不明やけれども、1年半本格稼働をしているというところを見ると、市民の側からもよくわからないというところの何かもやもや感が残るんですね。

疑わしきは罰せずというような部分もありますし、住民も、もちろん事業者も、ごみを搬入する人間が、先ほど局長もおっしゃいましたボタン電池、今までは結構お店屋さんなんかで回収ボックスなんかがあったのに、このごろはなかなかそういうものが見られなくなってきて、どんどん可燃物に入れてしまっていることはありませんかとか、電池は随分ボタン電池になってきましたので、水銀を含まない物がふえてきていますが、蛍光灯などという物だとか、例えば化学物質の包装資材とかというのもお家の中にあったり、事業所の中ではまとめて出されるみたいなことなんかもあると思うんですね。

だから、そのあたりのことも含めて、ぜひこういうふうな部分で皆さんも努力もしてみてください。ぜひ水銀値が安定してなくなるように、みんなで努力をしましょうみたいな形のPR、それからやっていただくということをもっとやっていくべきではないかなと思うのですが、そのあたりの部分はいかがでしょうか。

それからもう一つは、きっと今、午前中の話にも少しありましたが、ごみの均等化、入れてきたごみをまぜて、ごみを均等にしていくということなどはやられていると思うんですけども、そのあたりのことをもっと工夫できることというのがほかにあるのでしょうか。そのあたりのことも、ぜひ教えていただきたいというふうに思っています。

三つ目の公契約条例の部分です。なかなか前に進まず、考えている自治体はあるけれども、それが条例化にはなっていないという難しさのある部分です。でも、あえて私が今回伝えているのは、実は自治体がどこの企業等々とも委託をするときには、法令遵守という形ではもちろん契約書で交わすわけですが、でも、実際にこの間、私自身が相談を受けている中では、なかなか時間給アルバイトで全く年休もない、まして契約書もないというような労働者が、違う自治体ではあらわれ始めています。

そのようなこともありますし、極端な方は、何と公務労働中に交通事故に遭ったのに、残念ながらそのことをちゃんと処理してもらえずに首になってしまうというようなことが、民民という形で泣き寝入りになっているという実態を私も相談を受けているという実際がありますので、今の部分でいけば、民民だから仕方がないということではなく、公の税金が公の施設で使われているのですから、労働条件、賃金という形でも公契約条例までいかななくても、施設組合としてはきちんとチェックをするべきだと考えています。

なぜならば、しっかりと業務委託をするときに、賃金として施設組合からは、一日の単価幾らですよというような契約で、直接人件費などが計算をされているわけです。年間、1億8,514万3,000円。その中でももちろん総括責任者は、その給料というのは、ほかの方たちよりも高い。事務員さんや班長さん、それぞれの単価が決められています。ざっと8時間計算をしても、一番安い人の日給でも時間給換算すれば、1,200円になります。これ以上の方たちが働いておられるのですから、その分の委託料を払っているわけです。だから、そのことが補償をされても当たり前ではないか。

もちろん、時間給として払われるのか、一時金として払われるのか、さまざまな部分があるでしょう。でも、直接人件費のほかに技術経費という名目で保守・運転業務費の25%をまた別に4,243万円も払っているというような状況なんです。

ですから、施設組合としては、労働者の賃金を守りましょう。それぞれの技術者も育成していきましようという形で、明らかに給料の対価表をつくっておられるのですから、そのお金がちゃんと人件費としていけているのかどうかは、チェックをするべきだと思うんですね。そのあたりではいかがでしょうか。

何でこんなことを言うのかということ、実はこの間、先ほど私が相談を受けているという話もしましたし、この間の不適合事象のヒューマンエラーが余りにも多いということです。何でかなということ、ちょうど昨年のこの組合のときにも明らかになったように、当たり前だと思っていた経験の年数が足らなかった。免許もありませんよという方が3人も出てきたということがありましたよね。私は、ここの場所に立って、ぐっとその答弁を聞いて、ひどいと思って、その次の言葉が出なかったぐらいびっくりしたんです。

ですが、実はJFEと施設組合で契約をするときに、JFEの側から技術提案書というのが出されていますよね。その中の重点実施事項の中の第1番目が、実は正しい行動の実践、ヒューマンエラーの撲滅なんです。それで、その具体的な部分というのは、昨年の議会の中で明らかになったように、ヒューマンエラーを防止するために各種アラーム設定してありますが、うっかり、ぼんやり、思い違いになる監視ミスは避けられないので、まだその上、重要な点として引き継ぎをするように、朝礼・夕礼の重要性。グループの力を結束した操業、ヒヤリハットの活用、教育訓練の実施。私たちが提案をして、もっとやりなさいよと言ったことが、もうちゃんと企業からは出ているんです。それなのに、なぜ実行されてこなかったのかということ、やっぱり労働者がどれほどきちんと働いていける労働条件のもとでいるのかということ、組合としてもチェックをするべきだというふうに考えたからです。

その中でもう一つは、昨年の4月1日時点で再委託をJFEがされています。灰溶融の運転についてというところで、専門業務なので委託をしますよという、直接子会社に人員をお願いされているんですね。それで、そのときにごみ焼却施設等々の運転にも企業が入っておられます。再委託は、禁止をされていますが、企業と施設組合の中では、協議をしたらオーケーですよとなっているので、オーケーになっているはずなんです。書類もちゃんとありますから。

では、おととしの12月から専門的な技術が要ります、知識が要りますよと始まったその教育を受けた方たちは、4月からみんな働いておられますか。そのあたりのことの実際を施設組合としては把握をなさっていますか。今、従事者の名前は把握をしているという話がありました、それはそうでしょう。でも、教育を受けた方たちが、私たちは残念ながら、この黒塗りしか手に入りませんので、教育を受けた方たちがきちんと4月から稼働をしているか。

そして、その分の定着率については知らないとおっしゃいましたが、調べたことがありますか。調べようとなさっていますか。今後いかがですかということでお聞きしたいのがもう一つ。

それからもう一つは、違っていたら答弁を、そこはちょっときちんとしていただきたいのは、昨年の夏に副総括所長、所長と言われる方が、資格がないということで明らかになりました。焼却部門の班長さんも2人、経験が足りないということで、その後、新たに経験補充の方たちが入っていったということがありますが、溶融炉の運転班長は、灰溶融炉の運転実務経験を2年以上有する者を配置

することというのが、要求水準書にあります。実際に配置をされている灰溶融運転班長の中に、1年11カ月しか経験のない方がおられるということは御存じでしたか。このことは、なぜ許されているのでしょうか。そのことについて、きちんと答弁をお願いしたいと思います。

その中で、実は一番最初の設計人員計画というのが、運転稼働のときにありました。施設組合としては、43名ぐらいというのを出されていたと思います。実はその後、企業の側から、いやいや9月1日付で提案書が出て、39名ぐらいでいけますよというので、委託の中身を少し変えても契約をしていくのはいかがですかというような提言書も出されたりしています。

その後、実際には38名で3月末は計画がなされた。実際に4月1日からは、運転指導員を2名プラスして40名でスタートしていますが、実際に今、職員は何人おられますか。3月末には何人おられましたか。その数字を教えてください。

再質問は以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 最初の黒田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の大阪市環境事業協会との業務委託の成果の中におきまして、主任技術者の経験年数、あるいは資格の要件がありますかの御質問でございます。委託業務の発注仕様書の中で、6番目に主任技術者を定めておりまして、受託者は十分な経験を有する技術者を配置し、・・・正しく業務を遂行するものとする。また、主任技術者を定め、業務全般にわたり技術的な管理をするものとするという規定がございまして、具体的に資格が何々、経験年数が何々というふうな規定はございません。

ただし、これは大阪市環境事業協会が、そこに勤務しております職員がもともと大阪市の環境事業部で経験を、清掃工場で実務として積まれた方が入ってきておられますので、実務経験が実際に豊富であるということは、組織の状況として聞いてもおりますし、実際にこちらのほうに月2回、3名の技術者がやってくるわけですが、その方の知見の高さというところは、肌で感じてございます。

それから、協会さんのほうからの報告等で、業務そのものが順調にいつているのか。差し戻したような事例はないのかということでございます。差し戻したような事例はございません。局長の答弁のほうにもありましたように、不適合事象の件数が減ってきておること自体、私ども過信はいたしておりませんが、さまざまな組合にございます日報等のデータを細かくチェックしていただき、現場も見ていただいております。原因になるようなところを細かくいろいろな場面で指示していただいております。

焼却の計画会議を月一遍持つておるわけですが、そのときにも同席していただきまして、今後3カ月間というふうな単位で計画をするときの内容につきましても、その会議の中でチェックをしていただいております。

それから、水銀の問題のところでございます。展開検査の台数は何台できましたかという御質問で

すけど、大変少なくて恐縮なんですけども、6月に実施した際に、4台の車両の展開検査を実施いたしました。

それから、東京都の清掃工場で水銀の問題が起きたことに関しまして、国崎クリーンセンターで水銀の入ってくる量はどれぐらいまでいけるのかという御質問でございます。私どもの発注仕様書におきましても、排ガス処理設備の計画条件というものを定めておりまして、その中で排ガス中の有害物質の濃度を設定しております。

ただ、その項目といたしまして、ばいじん、塩化水素、硫酸化物、窒素酸化物につきましては、流入の濃度をあらかじめ決めておるわけなんですけども、水銀については、その設定をいたしてはおりません。水銀が実際にどういったところで使われているのかというところ、多いのは乾電池でございます。東京都でちょっと問題になっておりますのが、体温計であるとか、それから血圧計、そういったところの物が水銀混入の原因ではないのかなというふうなことが言われております。

また、水銀と申しますのは、その化合物によってさまざまな用途がございまして、例えば、印鑑の朱肉、あれも硫化水素で水銀が含まれております。あるいは、歯の治療で歯の欠けた部分を埋めるための材料、これにアマルガムという水銀合金が使われもいたしております。

そういうところから、あるいは顔料にも水銀が含まれております。そういたしますと、生活する中でさまざまなものが市民が購入し、消費し、ごみとして排出するわけですから、それらのごみの中にはやはり水銀があり、いろいろな形で入ってくるということは事実であるというふうに思っております。それのところを展開検査の方も今後も定期的に行っていくことで、チェックをしまいたいというふうに考えております。

それから、ごめんなさい。水銀の量の中で議員言われました蛍光灯、これが蛍光灯の管の中のガスとしまして、水銀ガスを含んでおります。これにつきましては、有害ごみということで水銀だけを焼却するのではなく、それだけを分別、こちらの方でいたしまして、適正処分をいたしております。

私の方からは答弁は以上です。

○議長（小山敏明君） 総務課長。

○次長兼総務課長（山内敬之君） お尋ねのボタン電池等、ぜひなくなるようにPRすべきではないかという部分でございますけれども、広報紙の方でも「ももびーからのお知らせ」、そういうコーナーを持っておりまして、例えば、ライター、火災等の関係もございまして、ごみの中にまぜていただかないようにというようなことのお知らせしたりもしております。そういったコーナーを通じまして、ボタン電池、また蛍光灯、水銀というのが逆に施設に対してどういう影響を与えるのか、そういったことも含めて機会をとらえてPRしてまいりたいと思っております。

また、公契約条例の関係でございますけれども、条例制定に至らなくても、組合としてそういった関係チェックしていくべきではないかという御指摘でございます。やはり御指摘のとおり、公的な機

関が発注する私ども事業でございますので、適正、公正な賃金、または労働条件、そういったものを確保することは大変重要だと考えております。先ほど局長の答弁でもございましたように、川西市の方に私ども契約の準拠している部分もございますので、そういったところの情報、また、知識、そういったものもいただきながら、組合としてどういったことをしていくことが可能なのか、そういったようなことも今後、勉強してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 済みません。公契約の関係でJFEの環境サービスとの契約の御質問がございました。まず、教育を受けた人間がそのまま働いているのかというふうなことでございますが、今、ちょっと手元に資料がございませんので、詳しくはわかりませんが、少なくとも3月まで教育を受けていた人間が、そのまま4月に本格稼働には入っていたというふうに認識をしております。

定着率につきましては、その都度の異動とか、離職につきまして把握をいたしておりますので、これを率として把握するというんですか、計算するということは可能でございます。

それと灰溶融の班長の経験年数の件でございますけれども、この該当の部分につきましては、本格稼働前の3月1日付でこちらの方は配属になったというふうに記憶をしておりますけれども、本格稼働時には2年というふうな経験年数になるという判断で問題ないという判断をしたわけでございます。

それと、済みません。ちょっと最後の御質問でございます。今、何人の従業員がいるかということでございます。恐れ入ります。今現在の焼却の関係の従業員でございますけれども、焼却、溶融合わせまして45人になっております。これは本年の4月1日時点での人数になっております。

以上でございます。

○16番（黒田美智君） 4月1日時点と今の現在も同じですか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 今も同じでございます。

○議長（小山敏明君） 16番 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 1番の部分では、もちろん私も市の職員として従事なさっていた経験の方たちがこの事業協会で専門家として頑張っているというところは知っている部分なんです。でも、それこそ、この猪名川上流の施設というのは、それこそ日本で初めてと言われるぐらい高性能でということうたい文句で、技術も要りますよ、免許も要りますよ、経験も要りますよと言ってきた中での施設なのでね、やはりそのところでは、よりしっかりと、もちろんその経験を有した技術者たちに力も貸してもらっていただきたいという部分なんですけどもね。半年で351万円、月に2回ですから、1回のところで約30万円ぐらいのお金をお支払いするわけです。そういうふうにして専門家の

智恵と力をかしていただくという部分と組合との連携、それから企業との連携もしていただくというところに立たれるわけですから、ぜひそこのところはしっかりと物が言えるように、それから、ちゃんとやっぱり安心・安全の稼働になっていくようにという部分とぜひ、この方たちのもちろん力も使って職員の方たちがせつかくすばらしい機械があるのに、これはここにおられる職員さんだけじゃなくてね、働いておられる方すべてです。せつかくすばらしい機械があったとしても、それを動かすのが人間なのでね、本当に初歩的なヒューマンエラーをされている、後からまた、不適合事象のところでもまた話題になると思いますけれども、そういったことが何で何回も起こるんやという話ですよ。教育を繰り返す、じゃあ、本当にきちんと教育を受けてきたんかいというようなことがやっぱり残っていくわけですよ。ですから、ぜひ、そこのところも含めて、この専門家の力を十二分に発揮していただいてしていただきたいというふうに、もうこれは要望で結構です。ぜひ、このトラブルがどんどん減っていくように私たちも期待をしているところです。

それから、もう一つは、この水銀の部分なんですけど、計画条件の部分では水銀の部分はきちんと明記されているものがないということなんですね。何かそういう答弁になると、何かちょっとうっとうつもとまるんですけども、先ほども言いましたけど、足立なんかではね、さっき1時間当たりに200グラムぐらいの水銀がもしまざったとしても、ちゃんと処理をして排ガス基準は守れますよということは、今回、それ以上の水銀が混入したんだよということがはっきりわかるわけです。そしたら、じゃあ、200グラムって何やって言うたら、先ほど答弁の中にもありましたが、水銀の血圧計やったら約1台に50グラムも入っている。ほんたら、それがもう四つで200グラムやでと。ほんたら、これはなかなか難しいな、見つけるのは。そしたら、今度、どうするんやというときに、先ほど答弁がありませんでしたので、もう一回、後から答弁をお願いしますね。事業主さんたちの車が入ってきたときにどうチェックをするのかなんです。そういうシステムがきちんとありますか、記録が残っていますかという答弁がありませんでしたのでお願いします。

この足立ではね、ごみ収集車にちゃんとICカードが渡されて搬入日時が記録されるので、炉にごみを入れました。そこでうんと水銀値が上がったら、その特定の事業主さんがわかるわけです。そこでちゃんと調査、聞き取りに行けるわけです。そういうシステムを組合としてはお持ちですかというところの答弁がなかったのをお願いします。

それから、展開検査が4台と聞いて、また、ちょっとびっくりしたんですけども、大変なお仕事だと思います、展開検査というのはね。でも、抜き打ちにやるということが必ず抑止力になっていきますし、そのことがより一層、市民にも事業者さんにもいい影響を及ぼしますのでね、ぜひ、この検査はチェックはちゃんとやっていただきたいというふうに思います。これはもちろん、もう要望で結構ですので、その最初に言いました1点の部分、確認をさせてください。もしも、ないようでしたら、今後どうするのかというのもつけ加えてもらったら結構です。

それで公契約の部分ですが、灰溶融の人は試運転を経験するので2年以上の経験になるやないかと思って、それでそのままにしていた。私はそういう言葉は許せません。なぜならば、川西市の議会のときにも、ここでも言いましたけれども、直営で職員が訓練したらええやないかということは徹底して言うてきました。そのときに、必ず答弁は、教育の期間が短いんですよって言うたんですよ。だから、経験積んで資格があつて、そんな方たちを入れますよ。灰溶融というのは、そういう高度な技術が要るんですよってずっと言うてきましたよ。せやのに、年数足りません。でも、試運転したからいいんですよ。それでいいんですか。その方にどんだけの給料が月額出ているんですか。市民が聞いたらびっくりしますよ。

そういうことがきちんとチェックできてへんかったら、組合としては市民に対して、税金ちゃんと使われてますよって言われへんでしょう。何のために要求水準書をきちんとつくって、書類でその資格もいただいて、名前もチェックをして、訓練もやって、やっているんですか。そこの当たり前の部分がやっぱりいいかげんになっていませんかというのをこの間、ずっと言うてきたわけです。去年は委託料を返してもらえと言いましたけど、私はその気持ちは今も変わりません。経験があつて、技術があつて、資格もあつてということを再三再四言うてきたのは、施設組合なんです。なのに、ぼろぼろ、ぼろぼろ出てくるというのは問題だと思います。

先ほど4月1日時点で45人ですか。昨年4月1日からことしの1月20日までに何と人の異動、班の組みかえも含めてですけど、20回もやってはりますよ。人がふえたり減ったり、ふえたり減ったり。一番最高で職員50人もいてますわ。もともと38人やったんでしょう、計画。何でこんなに差があるんですか。そのあたりのことを施設組合としては把握されてますよね。ちゃんと書類が出てますから、異動については、職員の班の組みかえだけではありません。整備員に運転手、灰溶融の職員が云々云々というのが全部出てますから。

何でこんなに職員の人数が増減をするんですか。2炉運転している焼却炉の灰溶融も2炉運転しているとか、そういうごみ量とかは全然関係ありません。そのあたりの部分、なぜ、こんなに人数がうろうろするのか。もとの一番最初に言いました企業からわざわざ38人でいきまっせ。4月1日から40人でいきました。なのに、トップで50ですよ。10もふえているんです。そんな必要があつたんですか。そのあたりのことの総括的にきちんと答弁をお願いします。これが最後の質問ですが、後からまた決算もありますので、よろしくをお願いします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 事業系のごみの搬入の記録のことについて御答弁させていただきます。

こちらの方では登録をしていただきまして、そのカードをお渡ししております。会社名、それから、車両のナンバー、それから、搬入時刻、量というものを記録して残しておくことができっておりますので、機能は備えております。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 職員の増減のことでございますけれども、議員が御指摘のように、一時、最大50人というふうなデータをお示しでございますけれども、私の記憶する範囲の中では50人になったということはなかったんじゃないかというふうに思いますけど、50人に近い数字になっていたことは確かでございます。これは、年度の途中でいろいろ不適合事象もございましたし、契約の関係での有資格者の問題等々もございまして、途中で班体制を1班4人体制から1班5名体制、焼却の方ですが、5名体制に増強をしたという時期がございました。それが5名体制は今も維持をされておるわけでございますけれども、その増強するに当たって、いきなり全部入れかえということでなしに、多少、期間的に人数の多い期間があったというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 以上で一般質問を終わります。

日程第4 議案第3号

○議長（小山敏明君） 次に、日程第4、議案第3号、猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） 議案第3号、猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

本案は、月60時間を超える時間外勤務手当の支給にかえた「時間外代休時間」を職員団体のための職員の行為の制限の特例に追加するため、規定の整備を図ろうとするものであります。

主な改正内容につきましては、事務局長より説明させていただきます。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、内容の御説明を申し上げます。

議3-4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

主な改正内容といたしましては、条例第2条の「職員団体のための職員の行為の制限の特例」として、給与を受けながら業務及び活動ができる項目に「時間外代休時間」をつけ加えるため、同条第2号において「時間外代休時間及び休日」を規定し、これまで第2号で規定していた「年次有休休暇及び休職の期間」を第3号にしようとするものです。

また、あわせて文言の整理をしようとするものであります。

なお、改正理由でございますが、本組合の一般職の職員の給与については、川西市の給与条例等の規定を準用することとされておりますが、法の改正等を受け、川西市の給与条例が改正され、「時間外代休時間」の新設がなされたことから、本組合においても、関連する「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」の一部を改正しようとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山敏明君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号

○議長（小山敏明君） 次に、日程第5、認定第1号、平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより当局の説明を求めます。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、認定第1号、平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算認定について説明をいたします。

本認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定を受けようとするものであります。

決算の概要につきましては、会計管理者より説明をさせていただきます。

○議長（小山敏明君） 会計管理者。

○会計管理者（篠木満司君） それでは、決算認定を受けるに当たりまして、平成21年度決算の概要

を申し上げます。

座って説明。

○議長（小山敏明君） はい、座って説明してください。

○会計管理者（篠木満司君） 本決算は、平成21年度の当初予算と補正予算の議決に従い、歳入歳出予算を執行した実績を示すものであります。

平成21年度は、組合事業が20年度までの施設建設を中心とした取り組みから、施設の管理運営を中心とする取り組みへと転換したことに伴い、歳入状況、歳出状況ともに、内容が大きく変わっております。

歳入におきましては、建設のための国庫補助金や起債がなくなったことから、国庫支出金と組合債の収入がなくなり、市町負担金が収入の中心となっております。

また、歳出におきましても、衛生費の施設建設費の支出が大幅に減じる一方、新たに、衛生費の施設管理費やごみ処理費、啓発費等から支出を行ったところでございます。

主な事業の実施状況といたしましては、まず、平成21年4月1日から施設が本格稼働したことに伴い、構成市町から計画したすべてのごみを受け入れ、年間受け入れごみ総量6万2,428トンの処理を行いました。

また、5月から啓発施設の利用を開始し、指定管理者による運営が行われたところであります。

その他、施設運転及び施設建設後の周辺環境の影響を調査するため、「平成21年度環境影響評価事後調査」を実施し、環境保全委員会において調査結果を逐次報告いたしました。また、事業用地のうち、未取得であった用地について買収を行い、すべての用地を取得することができました。

そして、これらの予算の執行に当たりましては、適正かつ効率的運用を図ってまいったところでございます。

それでは、議案書1-4、5の歳入歳出決算額表により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、歳入合計は歳入予算現額18億8,479万3,300円に対し、歳入決算額は18億9,320万6,582円で、予算現額に対し、100.45%の収入率であります。

歳入の款別では、01分担金及び負担金で15億7,808万9,000円、02使用料及び手数料で1億3,443万3,176円、04繰越金で8,757万4,425円、05諸収入で9,310万9,981円の収入となっており、分担金及び負担金が歳入総額の83.36%を占めております。

歳出合計は、歳出予算現額18億8,479万3,300円に対し、歳出決算額は18億4,877万5,265円で、予算現額に対して98.09%の執行率であります。

款別では、議会費で99.36%、総務費で94.93%、衛生費で98.14%、公債費で10

0%の執行率であります。なお、予備費の執行はございません。

歳入歳出予算差し引き残額は4,443万1,317円で、翌年度に繰り越すべき財源はございません。

次ページ、認1-6、認1-7及び認1-8、認1-9の歳入歳出決算書におきましても同様の内容を記載しております。

以上、概要を申し上げましたが、歳入の詳細につきましては担当課長から、また、歳出の詳細につきましては事務局長から説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山敏明君） 次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（山内敬之君） 失礼いたします。

それでは、決算事項別明細書に従いまして、御説明申し上げます。

○議長（小山敏明君） 座って御説明してください。

○次長兼総務課長（山内敬之君） ありがとうございます。

議案書認1-10、11ページをお開きください。

歳入であります。

最初に、第1款 分担金及び負担金についてであります。

第1目 市町負担金につきましては、15億7,808万9,000円を収入いたしました。これは施設建設経費として計画可燃ごみ量の案分率、内訳は川西市が69.76%、猪名川町が13.44%、豊能町が10.69%、能勢町が6.11%、また、施設管理経費として、搬入可燃ごみ量の案分率、内訳は、川西市71.18%、猪名川町は14.68%、豊能町8.93%、能勢町5.21%であります。これらの案分率等により案分した金額で、川西市11億535万円、猪名川町2億3,161万2,000円、豊能町1億5,265万6,000円、また、能勢町が8,847万1,000円の負担となっております。

第1款 分担金及び負担金の収入済額は予算現額の100%であります。

次に、第2款 使用料及び手数料についてであります。

第1項 第1目 施設使用料14万3,100円、第2目 公有財産使用料につきまして、3万8,436円の収入であります。

第2項 第1目 ごみ処理手数料につきましては、地域内の許可業者や住民が直接、本センターに搬入する一般廃棄物の処理手数料として1億3,423万7,840円を、第2目 情報公開手数料として1万3,800円を収入いたしました。

第2款 使用料及び手数料の収入済額は、予算現額の103.41%で、歳入決算額に占める構成比は7.10%であります。

次に、第4款 繰越金では、前年度繰越金として、事故繰り越しによる繰越金6,155万7,3

00円、実質収支による繰越金2,601万7,125円、合計8,757万4,425円を収入いたしました。

第4款 繰越金の収入済額は予算現額のほぼ100%で、歳入決算額に占める構成比は、4.63%であります。

次に、第5款 諸収入についてであります。

第1項 第1目 預金利子におきまして、20万2,847円を収入いたしました。

第2項 第1目 雑入におきまして、プラスチック製容器包装及びペットボトルの再商品化等に伴う日本容器包装リサイクル協会からの拠出金として262万7,434円、缶や破碎鉄などの有価物の売却収入として2,612万1,579円、ごみの焼却に伴う発電の売電収入として6,150万2,287円、駐車場収入として173万6,000円、ごみ収集車の洗車機使用料として53万250円等で、合計9,290万7,134円を収入いたしました。

第5 諸収入の収入済額は、予算現額の104.47%で、歳入決算額に占める構成比は4.92%であります。

歳入の説明は以上であります。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 続きまして、歳出について御説明いたします。

○議長（小山敏明君） 座って御説明ください。

○事務局長（水越保治君） ありがとうございます。

認1-12、13をお開きください。

まず、第1款 議会費 第1項 議会費 第1目 議会費で予算現額215万5,000円に対し、節区分 第1節 報酬から第13節 委託料まで214万1,275円の支出であります。

主な支出内容は、第1節 報酬におきまして、議員報酬で108万7,588円、第13節 委託料におきまして、定例会2回、臨時会3回、議員総会6回の議事録作成委託料で81万9,000円であります。

次に、第2款 総務費についてであります。

認1-14、15をお開きください。

第1項 総務管理費 第1目 一般管理費で予算現額1億6,957万円に対し、節区分 第1節 報酬から第19節 負担金、補助及び交付金まで1億6,210万6,440円の支出であります。

節別の主な支出内容は、第1節 報酬では、管理者など特別職の報酬及び嘱託員報酬として62万9,999円、第8節 報償費では「環境保全委員会委員」の報償費として81万300円、第11節 需用費では、362万9,974円の支出であります。内訳は、消耗品費の179万5,891円、例規集の追録や広報2回分の印刷製本費の163万482円、ほかであります。

第12節 役務費では、162万4,451円の支出であります。内訳として、施設電話代等の通信運搬費62万9,278円、広報紙の宅配等の手数料91万6,261円、ほかであります。

第13節 委託料では、1,539万3,457円の支出であります。

内訳は、業務委託料として、公金違法支出返還請求及び損害賠償手続履行請求等の訴訟における組合勝訴、及び、工事費支払い差し止め等請求の訴訟における組合勝訴に係る報酬金等として、弁護士業務委託料742万3,905円、本センターの清掃業務委託料709万5,900円、ほかであります。

第14節 使用料及び賃借料では、336万2,133円の支出で、内訳は、乾式複写機使用料で83万3,940円、財務会計システム等のOA機器等使用料で119万3,766円、未買収事業用地の買収までの日割りによる土地借上料32万4,882円、組合公用車2台分の自動車借上料で93万5,550円、ほかであります。

第17節 公有財産購入費では、事業用地で1筆だけ未買収で残っておりました土地、2万4,180.21平方メートルの土地購入費7,592万5,859円、第19節 負担金、補助及び交付金では、事務局長及び総務課職員5名、計6名分の給与費負担金等で、6,049万1,647円の支出であります。

次に、第2目 公平委員会費で、予算現額3万4,000円に対し、節区分第1節 報酬において3万3,300円の支出であります。これは公平委員会1回開催分の委員報酬であります。

第4目 緑地等維持管理費で予算現額358万1,000円に対し、節区分第11節 需用費、第13節 委託料、第18節 備品購入費の合計で237万4,498円の支出であります。

主な支出内容は、第13節 委託料におきまして、多目的広場芝生管理業務委託料で203万7,000円の支出であります。

第2項 監査委員費 第1目 監査委員費で、予算現額18万7,000円に対し、節区分 第1節 報酬で7万999円の支出であります。

次に、第3款 衛生費についてであります。

認1-16、17をお開きください。

第1項 清掃費 第1目 施設建設費では、予算現額6,155万7,300円に対し、6,155万7,300円の支出であります。

第13節 委託料として事故繰越による平成20年度環境影響評価事後調査等の業務委託料4,529万9,100円、第15節 工事請負費として、同じく事故繰越による土地造成工事に伴う構内附属設備整備費1,625万8,200円であります。

次に、第2目 施設管理費では、予算現額1億8,569万9,000円に対し、節区分 第9節 旅費から第19節 負担金、補助及び交付金まで1億8,191万9,778円の支出であります。

節別の主な支出内容は、第11節 需用費では188万410円の支出で、防具、ランプ類等の消耗品費149万5,057円、ほかであります。

第12節 役務費では37万8,769円の支出で、3地区排ガス濃度表示インターネット代等の通信運搬費35万2,519円、ほかであります。

第13節 委託料では、合計7,121万9,525円の支出であります。内訳は、昇降機や自動ドア等の設備保守管理委託料が475万6,500円、計量業務及び環境影響評価事後調査や排出源分析等の業務委託料が6,295万1,825円、技術支援業務の調査委託料として351万1,200円であります。

第19節 負担金、補助及び交付金では、施設管理課職員11名分の給与費等負担金1億830万858円等で、1億831万858円の支出であります。

第3目 ごみ処理費では、予算現額10億3,839万5,000円に対し、節区分 第11節 需用費から第19節 負担金、補助及び交付金まで、10億1,705万7,016円の支出であります。

節別の主な支出内容は、第11節 需用費では3億808万6,967円の支出で、内訳は、焼却炉及び熔融炉運転に必要な薬品代、リサイクルプラザで使用するこん包用ビニール袋やバンド、搬送用ドラム缶等の消耗品費が9,737万3,705円、ガス料金を主なものとする燃料費が1億3,406万7,878円、施設電気代、水道料金、下水道使用料の光熱水費が7,493万6,424円、リサイクルプラザで使用しておりますショベルローダ等の修繕料が170万8,960円であります。

第12節 役務費では、不法投棄された家電のリサイクル料金等の手数料27万6,114円、第13節 委託料では7億848万95円の支出であります。

内訳は、施設点検整備業務いわゆるメンテナンス費2億7,762万円を主なものとする設備保守管理委託料が2億7,804万3,150円、熔融処理物等運搬・処分委託料や一般廃棄物埋立処分料、再商品化業務委託料を主なものとする業務委託料が5,826万5,985円、焼却施設やリサイクルプラザ4部門の施設管理運営委託料が3億7,217万960円あります。

認1-18、19をお開きください。

第4目 啓発費においては、予算現額6,880万円に対し、節区分 第13節 委託料で、啓発施設の指定管理料として6,870万円の支出であります。

次に、認1-20、21をお開きください。

第4款 公債費 第1項 公債費 第1目 元金では、第23節 償還金、利子及び割引料で、平成15年度から18年度の借り入れ分に係る元金償還において1億5,824万4,797円、第2目 利子では、同じく第23節 償還金、利子及び割引料において、現在までに借り入れした地方債

に係る利子として1億9,456万9,862円の支出であります。

第5款 予備費につきましては、支出済額はございません。

次に、認1-22では実質収支に関する調書を掲げております。

認1-24、25をお開きください。

財産に関する調書についてですが、このうち、2. 物品の表におきまして、21年度中の物品の登録が164件と多い主な理由でございますが、これは、建設費の中の設備で購入した物品のうち、備品として登録した方が管理上ふさわしい物品を一括して、21年度に新たに備品登録を行ったことによるものです。

最後に、認1-26、27には継続費の精算報告書を掲げております。

平成16年度から21年度までの6年間の継続費で取り組みました土地造成工事費についてであります。全体計画では継続費の合計は25億622万1,000円でありましたが、支出済額といたしましては、年割額とは繰越があったことから額の相違がございますが、合計といたしましては25億495万350円であります。この財源については、実績欄の財源内訳に記載しておりますが、地方債が23億6,450万円、そして、その他、これは市町負担金であります。1億4,045万350円あります。

以上で、平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算書についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山敏明君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出に分けて行います。

まずは、初めに歳入について質疑はありますか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 認1-11のところのごみ処理手数料の部分なんですけれども、もちろん1市3町で今、10キロ80円という部分で行われているんですけれども、これを例えば、だから、家庭系と本当のいわゆる事業系に分けていきましようとか、料金を見直しましようみたいな部分というのは、1市3町の中ではどのような状況になっているのかというところまで話がいつているのか。

「いえいえ、今のところ、このままの状況で行きますよ」みたいな部分があれば、ちょっとお聞かせを願いたいんですが。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） ただいまの御質問につきましては、平成22年度の予算の審議のときにも同様の御質問があったかと思いますが、私どもの方のごみ処理手数料10キロ80円という設定をして、昨年4月から本格稼働に入ったところがございますので、ごみ処理のコストというものがだんだ

んと明らかになってくるわけでございますけれども、いましばらく様子を見させていただきまして、少なくとも3年程度の様子を見させていただいて、検討するのが適切ではないかというふうに考えております。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 今後、他市の状況なんかも加味しながら決めていかれる、1市3町でまた協議をされていくということになると思うんですが、市、町によつたらね、本当の事業系とか家庭系の持ち込みなんかをね、料金を分けていたりとか、それからまた福祉的なところの部分はまた別の項目をつくっていたりとか、さまざまな部分があると思いますので、そのような部分も加味をしながら、ぜひ、今後、お願いをしたいというふうに思います。これも要望で結構です。

○議長（小山敏明君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

池上議員。

○13番（池上哲男君） 認1-9番のところで、報酬等で大きな不用額が出ているわけなんです。報償あるいは報償費。歳入。あっ、そうか。済みません。ごめんなさい。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 認1-11、歳入ですね。01雑入のところで、売電収入ってあるんですが、6,150万2,287円、これ、当初見込みは幾らぐらいを想定されてたのか。その辺と売電ってということになりますと、発電が伴いますので、その発電の2炉ありますんで、焼却の。だから、1炉運転の場合、2炉運転の場合、どういうふうな発電量というのは具体的に中身についてちょっと教えていただきたい。この2点お願いします。

○議長（小山敏明君） 施設課長。

○施設管理課長（大上 肇君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、売電収入といたしましては、当初の予算額といたしましては1,700万円の計上でございます。それとあと、発電量に関しましてですけど、発電量といたしましては、焼却炉1炉運転時の発電量が1,000キロワット、2炉運転時で3,500キロワットの発電を見込んでおりました。

今回、こういった差異が出ましたのは、当初、施設内の消費電力をかなり多く見ておった関係で、実際、稼働いたしましたら、その消費電力がいわば発生しなかったということで、いわば、購入分が下がり、売りが多く発生したというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） どうもありがとうございます。

消費電力が施設内が少なかったために、売電の数値が上がってきたというのは理解はしました。大体、その発電なんですけども、2炉稼働時のときが3,500キロワットと、1炉のみの場合という

のは1, 000キロワットということなんで、そのごみの量で1炉動かしたり、両方動かしたりっていう部分で変わってくると思うんですけども、そのごみの量である程度、2炉動かした方が発電量がアップするから収入は得ます。ただ、2炉動かすとそれだけの燃料かかっちゃうので、その辺はどういった関係性があるのかなっていうのを、どうなんですかね、質問わかります。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 平岡議員おっしゃいますとおり、2炉運転を一定期間続けて、極端に申しますと、2炉とも休んで、また、2炉を運転するというふうな稼働の仕方が経済的に見ますと、合理的な運転方法になるのかもしれませんが。ただ、その際にごみピットの容量がございまして、2炉運転をいたしますと、ごみピットの量がどんどん減ってまいります。最終的に、私どもごみピットの残量が今のところ、800トンぐらいの残量になりますと、2炉運転から1炉運転に切りかえるという運転手法をとらないと、ピットの残量、あるいは今度は2炉立ち上げるときに、ピットの中に入り込みます量が多くなり過ぎておるといふようなことで、ピットの中のごみの量をコントロールするために2炉あるいは1炉の運転方法を取らざるを得ないという実態がございまして。そういうごみピット内のごみの量をコントロールの一つの目途にいたしております。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 発電の仕方というんですか、焼却炉の運転の仕方というのは、今、次長の方が申したとおりでございますけど、議員の方も御承知のとおり、やはり2炉ともとめるということは、基本的にはしないと。定期点検のとき以外はやらないというのが基本になっておりますので、まずは24時間運転をずっと続けていく。交互であっても続けていく。そして、ピットのごみの量を見ながら2炉のときもあれば、1炉のときもあるということで、まずは24時間を続け、そして、ピットのごみ量が適正に減っていくという、こういうことをバランスを取りながらの運転になってまいりますので、売電の量というのは、付随的に出てきたというふうな考え方になろうかというふうに思います。

○議長（小山敏明君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 私もその関連なんですけれども、2炉で3,500キロワットということなんですが、このJFE「ハイパー21ストーカーシステム」というのは、出力が5,000キロワットだということで、大きくいわゆる全国にも名前をとどろかせようというような形になっていまして、そのあたりの部分というのは、今のそのごみ量という部分があると思うんですが、一応、この新しい炉はいわゆるごみの基準ごみっていうんですかね、で、ちゃんと5,000キロワットというふうに宣伝をされているんですが、そのあたりの差というのはどういうふうに理解したらいいんです

かね。

○議長（小山敏明君） 施設課長。

○施設管理課長（大上 肇君） 先ほど私が申し上げましたちょっと発電量ですけども、1炉運転時が1,000キロワットで、2炉運転時が3,500キロワットというふうな御説明でちょっと不足がありましたんですけど、これに関しましては、予算要求時の積算根拠といたしまして1,000キロワットないしは3,500キロワットを採用したということです。実際、ごみ質で大変、差異はされておるんですけど、例えば、2炉運転時、ごみ質がよいときだと、やはり4,800、900キロワットの発電はしております。あと、1炉運転時でも、多いときで1,600から800キロワットぐらいの実際に発電は行っております。それは大変ごみ質、あくまで当初、基準ごみでの算定の計算でありますので、実際ごみ質としては、基準ごみよりやや高質のごみに近いかなというふうな感じでは考えております。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 予算のときの部分としては少し下目に見ましたよ。でも、1年間稼働したら、一定の部分が出ましたよというような理解でいいわけですね。そしたら、本格稼働でもう1年半ということですので、いわゆる基準ごみならば、5,000キロワットというところに近い値で、2炉の場合はね、いくだろうという見込みというふうに理解してよろしいですね。

○議長（小山敏明君） 施設管理課長。

○施設管理課長（大上 肇君） ちょっと先ほども申し上げましたけど、よく2炉運転で発電のいいときは4,800、900キロワット、ただし、ごみ質の悪いとき、例えば、水分が多いときとかっていうのは、やはりそれだけの発電量は発生いたしません。3,500キロワット程度になるときもありますし、ただ、一概に何キロワット出ますよという、ちょっと御回答はちょっとできないような形では考えております。実際、よく出るときは4,800、900キロワット出ますけど、あくまでごみ質によるということでございます。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 一応ね、そのJFEエンジニアリング株式会社のデータというか、でいくと、発電設備としては出力5,000キロワットですよと。これは、だから、もちろんごみは基準ごみという形になってますのでね。そこに焦点を当てるというところていくと、もちろんだから、水分が多いときというのはよくわかるんですけども、そういうふうにして、じゃあ、ことしのこれは決算ですので、これを初めて1年間やった上で、来年度の予算にまた上がっていくというふうにだけ理解を
 していいですね。

済みませんが、その企業としてその5,000キロワットというところと、実際のいわゆる電力の量というののね、ちょっと具体的なこの差というのが余りにも大きい日が多いのならば、ちょっとそ

のあたりはぜひ、企業とも話をさせていただいて、5,000キロワットが売り文句になっているわけですからね、そのあたりはぜひ、そのごみの問題だけなのかどうかというようなところなんか、ぜひ、配慮をしていただきたいと思います。要望で結構です。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 発電量、年間の総発電量と当初予想されてた発電量は幾らぐらいだったのか、ちょっとその辺聞かせてもらえますかね。総発電量ね、年間の。

○議長（小山敏明君） 施設管理課長。

○施設管理課長（大上 肇君） 年間の発電量でございますけども。

○17番（平岡 譲君） どっか書いてます。

○施設管理課長（大上 肇君） ちょっとお待ちください。

○17番（平岡 譲君） 済みません。

○議長（小山敏明君） 平岡議員、参考資料、もう提出をしております。

○17番（平岡 譲君） 予想された発電量を聞きたいんです。結果はわかるんです。当初。

○議長（小山敏明君） それも書いてある。

○17番（平岡 譲君） そうそう。

○議長（小山敏明君） それも書いてます。

○17番（平岡 譲君） あっ、そうですか。済みません、どうも。

○議長（小山敏明君） 平成21年度決算認定に係る資料請求の資料、資料1に記載がされていますので、後で一度、ごらんになってください。

○17番（平岡 譲君） 済みません。

○議長（小山敏明君） いいですか。

○17番（平岡 譲君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小山敏明君） それでは、次に、歳出について質疑はありませんか。

池上議員。

○13番（池上哲男君） 認1-15の1節の報酬、または8節の報償費、そして12節 役務費あたりのその不用額が結構多いんですが、この辺はどういうふうな流れでなっているのか。報酬なんかは、確定したもんじゃないかなというふうにも思うんですけど。報償費については、環境保全委員会の委員会開催なんかによっては違うのかなと思いますけど、総体としてその辺の不用額との関係の説明をいただきたいんです。

もう1点は、認1-17のほうで、12節、先ほどその役務費で不法投棄処理等というふうな御説明あったかと思うんですが、この家電なんかでもそうですけど、不法投棄はそれぞれの自治体ではないかなというふうに思うんですけど、この辺、もう一度、詳しい説明をお願いできませんでしょうか。

か。2点お願いします。

○議長（小山敏明君） 次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（山内敬之君） 総務費、一般管理費の不用額の多い部分でございます。報酬でございますけれども、一つには不用額の理由でございますけれども、情報公開審査会等の委員会の報酬でございます。委員会が開かれる可能性があるということで残しておいたものでございます。

また、役務費につきましては、広報紙の手数料でございますとか、そういった加入保険の年度払いによるものでございますとか、そういったものの不用額でございます。

また、委託料の部分で不用額が出ておりますけれども、一つには、施設の害虫駆除っていうんですか、消毒の部分でございますけれども、当初、年度当初は予定したところでございますけれども、施設も新しいということで、実施を見合わせたことによる不用額でございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 不法投棄の関係でございますけれども、一部、構成市町独自に不法投棄の処理をされている部分もあるかもしれませんが、こちらの方に不法投棄として行政が回収してきた分が搬入されております。それらの処分は国崎クリーンセンターで行っていくと、こういうことでございます。

○議長（小山敏明君） 池上議員。

○13番（池上哲男君） 前段の方はわかりました。

不法投棄なんですけど、それぞれが自治体でやはりごみ処理については管理運営されているわけで、その発生元がその不法投棄については責任を持つべきことではないかなと思うんですけど、一括して持ち込まれたら、どのごみである、どこに捨てられても、この事務組合で1市3町で分担するということになりますよね。その辺の考え方っていうのも、そういうことで進んできたのか、ちょっと私、その経過はわからないんで、その扱いについて何か取り決めあったら教えていただきたいんですが。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 例えば、川西市の例で申し上げますと、例えば、ごみステーションに捨てられた、いわゆる本来、ここに持ち込めない廃棄物ですね。そういったものがありますと、処理のしようがございませんので、こちらのほうに入ってくると。こちらのほうで処理をするということになっています。

○議長（小山敏明君） 池上議員。

○13番（池上哲男君） 不法投棄については、例えば、個人の所有地に捨てられたものは、その所有者が駐車場であれ、何であれ、支払わなければいけませんわね。それと同じで、その自治体のエリアの中で出たものは、その自治体の方で処理するべきで、ここに持ってきて、ここの組合の費用の中で

処理するべきではないと思うんですが、最初のその契約というか、取り決めの段階で不法投棄だったものは、1市3町でそれは払うんだという取り決めになっていたか。その辺の当初の契約というか、その辺を教えてくださいんですけど。それになっていたら、もう仕方がないです。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 一言で不法投棄と申しましても、おっしゃるように民間の用地に、土地に捨てられている不法投棄、これは行政としても回収はいたしませんので、全く我々の範囲外のものでございます。

今申しておりますのは、いわゆる行政として回収せざるを得ない不法投棄ですね。役割分担としまして、それぞれでは収集運搬は1市3町それぞれが行われて、処理については広域で国崎クリーンセンターでまとめてやると、これが基本的な考え方でございますので、不法投棄だからどうだとか、あるいはほかのごみだからどうだとか、そういうその区分けはないのではないかとこのように考えております。

○議長（小山敏明君） ほかに質疑ありませんか。

今中議員。

○11番（今中喜明君） 認1-19なんですけど、新たに流用されて負担金が13万4,040円計上されております。これは当初見込んでなかったということのあらわれなんですけど、こういったものの負担金なのか。それから、なぜ、当初見込めなかったのか。このあたりの説明をまずしていただいて、何のために必要な負担金かということをお説明いただきたいと思っております。

○議長（小山敏明君） 施設管理課長。

○施設管理課長（大上 肇君） ただいまの御質問の御回答ですけれども、これに関しましては全国都市清掃会議がございまして。そちらの方の使用済み乾電池及び蛍光灯の運搬処理の費用を単価2円ということで、13万4,040円発生しております。当初見込んでおりません。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 今中議員。

○11番（今中喜明君） 私、申したのはなぜそういうことが必要になったのかということなんですけども、それは今、全国何とかかんとか言われましたけど、必ずそういうところを乾電池のやつを処理するのに通さないかんもんなのかということなんですけど、そういう形をとらないと、その乾電池の処理はできないというシステムになつとということですか。それは全国的な話のことなんでしょうか。これ、当初、その辺がこの組合でもわからなかったというように、今の説明では見込んでなかったと、そういうことなんですけど。そのあたりのこと、もうちょっと整理して言っていただきたいと思うんですけど。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） ただいまの御質問でございます。乾電池と蛍光灯につきましては、有害ごみの処分ということで、全国都市清掃会議の方に委託をいたしまして、現在、北海道の方で最終処分をしております。その運搬及び処分をいたしますのに、全国のネットワークで乾電池と蛍光灯につきましては、そういう処分システムを設けてございます。他の方法で処分することも可能だとは聞いておりますが、一般的にここの組織に、システムに乗っかって処理をするのが一般的だというふうにも聞いております。そういうごみ処理場が多いというふう聞いておまして、そのときに全国都市清掃会議の方から、その処分物、蛍光灯でありますとか、乾電池でありますとかを1キロ処分しますのに2円が必要ですよというふうに負担金が必要ですよというふうに年度当初には必要というふうには承知してなかったわけですけども、実態として必要であるというふうなことになりまして、今回、21年度の中で13万4,040円の負担をしたというところでございます。

○議長（小山敏明君） 他に質疑ありませんか。

宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 先ほどの不法投棄の件なんですけれども、各市町で不法投棄物があると、ごみステーションに出される不法投棄物、もちろん公道上に捨てられるものもありますけれども、それを収集して帰るわけですね、そうすると。国崎ではタイヤとかバッテリーとか、そういう不法投棄物は引き受けないというふうに聞いていますけれども、やはりうちの川西市でしたら、川西市の収集車がそれを持って帰る、帰ってこちらに入れているということなんでしょうか。それとも別に、収集車はそういうものは引き受けなくて、収集物だけ、対象廃棄物だけを集めて帰る。ステーションに出されている不法投棄物については、また別の車が来て、それで国崎の方に搬入されているのでしょうか。どういふふうになっているのか、ちょっとお願いします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 不法投棄の収集に関しましては、これは川西市の例でございますけれども、ステーションに捨てられている不法投棄物があると。これについては別途、その不法投棄物を収集して、こちらの方に搬入されているというふうに認識しております。

○議長（小山敏明君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） そうしましたら、搬入の仕方は別のトラックで行くということだと思うんですけども、それについて、特に不法投棄物が何トン、まあ何トンというほどもないですけども、何キロ入ったので、それは特に川西市に手数料として必要ですよということなく、そういうことは一切なく、一般ごみと同じような取り扱いでというふうに、さっき、お話になったと思うんですけども、そういうことでよろしいんでしょうかね。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 不法投棄物に関しましては、特に1市3町ごとに搬入量をきちっと計算し

てとか、そういったことはせずに、全体の可燃ごみ処理量の案分率の中で御負担をいただいております。

○議長（小山敏明君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 別に身びいきしているわけではないんですけども、私たちはこのごみ処理の問題について、個人的にも啓発活動というか、そういうことを行っているんですが、自分たちの出すごみをできるだけ減らしていこうと、それでこちらの負担を、国崎の負担を減らすことで、私でしたら川西市のごみにかかるお金を減らしていけるんだよというふうなお話をしています。

そのときに不法投棄のものが、やっぱりこちらに持ち込まれてくる。不法投棄のものを処分するのはかなりお金がかかるんですね。ただ、可燃ごみみたいに持ってきて炉にほうり込んだらいいというものではないわけなんですよね。それが普通にこちらの方に引き取っていただけるということでしたら、ペナルティーというのではないわけですね、特別の。

ですから、今は1市3町の間でのその7対1対1対1ぐらいの大体のバランスというようなのがとれているかもしれませんが、そのうちに大型ごみであるとか、そういうものが有料化されていくところも出てくると思うんですね。そのときには、やはりそのごみの内容によっては、ある程度、ペナルティーめいたもので、市町間でつけていけないといけないというふうになってくるのではないかなと思うんです。ですから、今後に向けてやっぱり不法投棄のものというものは、また、別枠で考えていっていただきたいなと思っておりますが、それ、どうでしょうかね。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 今、議員おっしゃいますように、ペナルティーというものを念頭に置くという考え方は必要だと思います。ただ、本来、ペナルティーを受けなければならないものはだれなのか。そこを考えますと、たまたま不法投棄された場所が山間部にあつて、北の方の地域で不法投棄が多くあつたといたしましても、じゃあ、それは町の方の人がほつたものなのか、山間部に住まれている方がほつたものなのか、そこが判明いたしませんので、原因者負担の原因者というところがわからない。としますと、可能性としては人口案分でほかす可能性があるのではないかな。としますと、ごみの一般的に入ってくる量で案分しても、理屈の上では余り差が出てこないのかなという思いはしております。

○議長（小山敏明君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 不法投棄というものを防いでいきたいと思っております。不法投棄物をどんどんと少なくしていきたいと思っております。非常に排出元とおっしゃいますけれども、それは個人なんです。個人かまたは業者というところが考えられるんです。それに対して、やはり罰則をつけていたり、その個人や業者に対して罰則をつけたり、ペナルティーを課したりという事態に持っていくということは、結局、その土地、公道であつたり、ごみステーションであれば、これは公のものです。

けど、そうじゃなくて、個人の土地の上にとっさり不法投棄物が捨てられるということもあつたりするわけなんです。そういう場合に、だれがやはりね、それをガードしていくかと言うと、そこを持っている人なんです。ですから、ここへ国崎の方に別に何らペナルティーもその市町に科せないで、「お宅には責任ないんやから、捨てた人が悪いんやからね」って言うて、引き取ってくれるのであればね、その川西市なり、残りの3町なりがこれは大変やと。ペナルティーがあるんやから、不法投棄物を入れると別にお金がかかるんやから、そういうことがないようにパトロールしようとか、排出者を見つけたらきちんと罰則を与えるとか、警察に通報するとか、そういう努力をしていくようになるわけなんです。そういう努力がなければ、ほったらかしなんです。何ぼでも入ってくる恐れはあります。

何もペナルティーなしで、ここ入れていいんだつたらね、まあ、それはしませんけれども、タイヤを捨ててあつても、それは別の車が来て国崎へ持っていってくれるんやてつていうようなことになつたらね、排出しますよね、簡単に。ですから、そうじゃなくて、やっぱりその地域でこういうものは出されたら困るんやということをはっきり認識して、不法投棄物を排除していく努力をしないとけませんのでね。そら、市町は排出の責任はありませんし、個人か業者なんですよね。出している者がやっぱりペナルティーを受けるのが当然なんですけれども、今の様な状態だと、その排出者というものの自体がね、排除されていかないと思います。ですから、やっぱりそこを考慮してほしいわけなんです。

○議長（小山敏明君） 意見ですね。

○3番（宮坂満貴子君） はい。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄） 済みません。1-17のごみ処理費の需用費の消耗品費、これ、先ほどこん包材料等というようなお話で、約1億円近くかかっているということなんです、これ、中身はどうなつてますの。

○議長（小山敏明君） 施設管理課長。

○施設管理課長（大上 肇君） ただいまの議員の御質問ですけれども、ごみ処理費の消耗品費の内訳でございます。

まず、焼却関係の方で薬品代でございますけれども、これが8,443万1,657円、続きまして、油脂類でございます。これが65万5,830円、その他といたしまして、これはもうこれが238万2,877円でございます。

続きまして、リサイクル関係でございます。油脂類が47万4,075円、プラスチック製梱包機用帯電性ビニール袋でございます。これが489万4,050円。容器包装プラスチックの圧縮こん包機用のバンドでございます。これが136万7,100円。ペットボトル用圧縮こん包機用のバン

ド、これが12万3,900円。有害ごみ搬送用のドラム缶でございます。これが179万5,500円、その他でございます。124万8,716円。ただいまの焼却関係、リサイクル合わせまして、9,737万3,705円の支出でございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄） それから、その下の委託料の絡みなんですけどね。参考資料の4ページの下の方に、下から三つ目に選別部門業務委託と、3,080万円と。これはちょっと何に幾らかかったのか、ちょっとこれも内訳を教えてください。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） ただいまお尋ねの委託料の関係でございますけれども、決算参考資料の1番下から三つ目、選別部門の業務委託ということで3,080万円の支出になっております。これはもう御承知のとおり、手選別のところで容器包装のプラスチック、それとペットボトル、それから缶類の選別を行っている業務でございます、これを個々にこの選別の中のこれに幾らというふうな、ちょっと振り分けというんですか、それがちょっとできておりませんので、一括した中で3,080万円という金額になっております。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄） そしたら、その下にね、圧縮形成、これは多分、容りの圧縮形成だと思うんですけども、これ、大分ですな。新日鉄の方に送っていると思うんですけどもね、その運搬料というのはどうなってますか。

○議長（小山敏明君） 次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（山内敬之君） 容りの関係でございますけれども、容りの関係は日本容り協会の処理方法に従って行っておりまして、運搬料につきましては、そちらの方の運搬料としては別途徴収されておらず、委託料という形で行われております。大体、委託料といたしまして、プラスチック製容器包装の分でございますけれども、大体、排出量といたしましては2,416.18トン搬出してありますが、それに対する21年度の再商品化業務の委託料といたしましては、793万7,149円支払っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄） つまり委託料の中に運搬料も含まれていると、こういう理解でいいわけですね。

それで、ちょっと私、この件、以前から問題というか、課題、まあ感じておるんですけども、要するに今、新日鉄の大分で、じゃあ、どういうふうに使っているかと、いわゆる還元剤ですね。つまり燃やしているわけなんです。なぜうちも容りが還元剤にしか使えないのかというのは、結局、うちの

容りの不純物が多過ぎると。これ、不純物を高める、つまり5%以内の不純物に抑えられるかと言うと、これは恐らく事実上、不可能でしょう。つまり現在の要するにレベルがいっぱい、いっぱいかなと。そうなってくると、つまりこれだけのコストをかけて、結局、燃料として燃やしている。言い方を変えれば、ここで燃やすのは手間と暇、金とかけて結局燃やしていると。

確かに、これは大義名分があるわけですけどね。効率もあるし、いろんなものがあると。ただ、これ、先ほど灰溶融炉の件でも若干、関連するんですけども、ちょっと言い方は正しくないかわからないけども、要するに課題に惑わされて、結局、多額の経費をかけているということになりはしないのかなということ懸念しているわけなんです。

ただ、それをもし、仮にじゃあ、これを燃やしてしまったらどうなるのかな、ここで。一つは、いわゆる量的に対応可能かと言うと、先ほど炉の稼働率等々見れば、数量的には十分可能じゃないかなと思います。かさは多少かかるでしょうがね。コスト的には、恐らくもう圧倒的に安くなる。これ、はっきりしてます。ただ、一つ、懸念しているのは、これを燃やすことによって、その炉とか、あるいはそういう環境設備等にどんな影響が出るのかなと。もし、仮にそれをここで燃やしたときに、それはどうですか。何かどんな影響が出そうですか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 容りの関係の基本的にプラスチックでございます。塩化ビニール系のものでございますので、それをごみを投入しますときに、混入率を上げますと、ダイオキシンの発生量が若干、多くなるのかなとは思いますが、ただ、国崎クリーンセンターのこの公害防止のシステムでいきますと、基本的にはそれぐらいが入ったとしても、大丈夫なんではないかな。その排ガスに影響する、あるいは先ほどのダイオキシン総量に影響が出るというところまではいかないのかなと。これは申しわけございません。まだ、想像段階ではっきりと計算をした上で御回答を申し上げておるわけじゃございませんが、そういうふうな思いは持っております。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄） 多分、そうだと思うんです。ほとんど影響は出ない。なぜかと言うと、これ、昨年度の可燃ごみが5万2,300トン出ていると。これ、恐らく、内容分析されてますよね。何が何%、これの中のプラのパーセント、何%なります。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） ごみの性状分析についてでございます。年4回行っておるわけですけども、一つの例といたしまして、21年5月20日の折に分析いたしました物理測定の中で、ビニール、合成樹脂、ゴム、それから、皮革類というものをウエート案分でパーセントを出してございまして、これが16.9%という値が出ております。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄） 何ぼになるんですか、8,000トンから9,000トンぐらいになるのかな。

つまり、もう1万トン近くプラなんですよね、可燃ごみの中に。つまりもうプラスチック、現実に1万トンぐらい燃やしていると。だから、そこに2,700ですか、ごめんなさい、2,400ですか。多分、先ほど次長言われたように、ほとんど影響変わらないだろうということですよ、炉に対する影響ですね。

なぜ、これ、私、聞かかると言うと、現在、全国の自治体のうち、容リ協会と契約しているのは50.6%なんです。つまり半分は契約してないんですよ。この契約してないのは、いろんな理由があると思います。いろんな理由があると思うんだけど、つまり半分の自治体はやってない。そのうちの恐らく、かなりの全部が全部じゃないですけど、結局、燃やしているわけですね。ただ、そのために必要なのは、この施設が十分それに耐え得るキャパと、あるいはそういう環境対策が十分なされているかどうかというのが非常に大きな問題。うちの設備は、十分にそれは対応可能と、先ほど言われたように、十分可能だと。問題は、要するに大義名分が地球の環境問題とか、再資源化とか、こういったことを目指しているという部分はあるんだけど、現実に結局、燃やしている手間、暇、時間かけて燃やしているというのが実態だということです。ですから、今、これをすぐどうのこうのということを申し上げているわけじゃない。

先ほどの問題もありましたように、灰溶融炉を本当、どうするのかと。本当にこれ、意味のあることなのかどうかということも含めて、やはり一度、この容リプラの件についても、本当に中身のある対応をこれから考えていかないといけないだろうな。つまりこれによって、莫大な経費がかかっているという事実があるわけですよ。だから、そのところは今後、この議会でも、また、いろんなところでもしっかり検証していただければと思いますので、私は以上です。

○議長（小山敏明君） 他に。

事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 済みません。先ほどの物理測定でその16.9%申し上げました。これはおうておるんですけども、この16.9%といいますのは、可燃物が全体的にまず41.1%ですよ。その中の16.9%ということになりますから、先ほど議員、プラスチックの総量をささっと計算されましたときの計算のそのコンマ4掛けぐらいが実態かと思います。ちょっと補足の説明をさせていただきました。失礼します。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 認1-16、17のところでも聞かせていただいたらと思います。先ほどの部分もちょっと重なるんですけども、1月8日に施設組合の方に灰溶融の方で1名職員が増員されますよというので、職員は50名になったということがあります。また、1月20日には、また1人お

やめになられているわけです。みたいなことで、さっき言いました4月から1月の間に20回も人が異動しているというところも含めて、やっぱりしっかりとしていただかないと、ヒューマンエラーというのが頑張ってもいい機械がちゃんと稼働できなかつたり、つまらないヒューマンエラーで事故を起こしていくということになると思いますので、これはもう意見なんですけど、そのときなんですけどね。

先ほどちょっと採択の話をしましたけど、施設組合としては、この稼働のときに、JFEさんとは8億円余りのお金で3年間の委託契約をなさっています。その後に灰溶融施設等々にまた違う再委託をされているんですね。きっともう民だからと言ってしまえば終わりなんですけど、施設組合としては8億円の委託料を払っている。そのJFEがその委託先にどれだけのお金を払っているというようなことだとか、どんな契約になっているみたいなことは理解をされているのでしょうか。「いやいや、もう勝手にされてますねん」ということなのかというのが1点、お聞きしたい部分、それから、もう一つは、実は灰溶融の部分も請け負い契約で11名の方が配置をされています。それ以外に三つの株式会社から労働者派遣の契約などでごみ焼却の部門にも委託で、合計で11名の方が派遣をされている形になるんですね。その職員体制というのが、この業務実施体制表の中、指導管理監督するということでは、何ら問題のない雇用のあり方なんでしょうか。ということの確認をしたいのが1点。

それから、もう一つは、職員のダイオキシン検診についてです。職員の安全というところで、ごみの炉の運転だとか、そこに携わる職員のダイオキシン検査というのがとられていますよね。と思っ
 ているかが、作業環境保全計画の中に義務づけられています。目的が廃棄物焼却炉等にかかわる施設において、運転という部分もありますので、そのあたりでこの学習教育を受けておられる方の受講者名簿というのなんかがあるんですが、これはきちんと施設組合としても受講者の方たちというのは、いわゆる働いている方たちの部分でちゃんと把握もし、この名簿も保管をなさっているというような状況にあるのか、「いえいえ、これは企業の方にお任せをしているんですよ」という状況なのかというところをお聞かせいただきたいんですが。その3点。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） まず、再委託の関係でございますけれども、特に再委託の内容について、把握はしておりません。それと派遣に関しても、先ほどの公契約のところでも出ましたが、それぞれが民と民とのその契約関係というふうなことで、特にこちらの方は問題なくされておるものというふうに考えております。

また、ダイオキシンの関係につきましても、基本的には労働安全衛生の部分についてだと思いますけれども、これはそれぞれの事業主の責任において、実施されるべきものというふうな認識でおります。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 先ほどから述べているように、職員が随分異動をなさっている。4月1日は40人、1月8日が50人、そして、先ほど当局から答弁がありました4月1日時点で45人になっているんです。ずっと増減があるわけですね。これはもう民のことだからとほっていいののかどうかというのは、私はしっかりやっぱり考えていただかないと、ヒューマンエラーということとね、やはりかかわりがあるというふうに理解をしています。

特に、所長がいらっしゃって、それぞれの副所長をなんで置くんやと。実は、労働法の中でいわゆる派遣のところに直接、指導がおりられへんから、クッションを置いてきたわけですよ。そのクッションの下に四つの企業の職員がまた派遣をされているみたいな状況があるわけですから、もちろん民と民なんです。でも、公の税金が先ほど言いましたJFEには8億円余りおりにいるわけです。そこからその企業にどれだけのお金がたって、その労働者がどういう状況で働いているのか、定着率という話もしましたけれども、そのところがきちんといかないとね、「やっているだろう、守られているだろう、人の配置はできているだろう」では困るわけです。

ですから、ぜひ、条例だけではなくてね、やっぱりしっかりと労働者がその経験も積み、そして技術を習得していくという形をとれるように、施設組合としても、努力をしていただきたい部分です。

先ほどのダイオキシンの部分もね、「もちろん民間にお願いしているからやっているやろう」っていうのではなくて、実は名簿の管理もね、わずか3年しかここに記載されていないんですよ。でも、残念ながらダイオキシンというのは、すぐについたから何か出るわけではなくて、随分、年月がたつてからでないとわからない部分等もあると思いますので、そのあたりのももちろん健康被害というところでは、因果関係がどうやこうやいうのもいろいろありますけれども、せめて、市として契約するとき、ちゃんとしたことは企業に対してやっているか。ちゃんとそのやっているかのことをチェックをしていく。管理運営の部分では、大阪の経験ある方たちをお願いをしている。それ以外の部分については、やっぱり施設組合がしっかりと住民の安心・安全を守るということのところではね、働いている職員がしっかり守られていかなければならないと思います。特にこれだけ人が動いとったらあかんと思いますわ。

だから、やっぱりそのあたりのところは、施設組合がもちろん管理者を先頭にしっかりとそのあたりの部分の把握もしていただいて、ちゃんと組合として企業に管理、監督もしていくということが、とても大事だと思いますが、そのあたりは管理者としてはいかがなんでしょうか。

○議長（小山敏明君） 大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） 黒田議員から公契約についての御質問の追加とありますが、市の方とはここは違っていて、組合でございますけれども、地方自治体で研究をされ、取り入れている部分もございまして、先ほど来、御指摘をいただいておりますけれども、決して、こちらが委任して

いるからほっとくというわけではないかも知れません。しかし、原則としては、組合としてそういうところに委託をしているわけですから、そこが責任を持ってやるという約束のもとにそういう契約をしておるところでございますので、そのいろんな細かいことについては50人、40人、おっしゃいますけれども、それはそちらの運営の総枠の中でどうこの施設を安全に運営さすか、そういうことを考えられての増減だというふうに理解をいたしますので、組合の方からそのことにつきまして、指導というのはなかなか難しいではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 組合の方が人をふやしたり、減らしたりするのはというようなことではなくてね、もともと施設組合とJFEの話し合いの中で、設計人員計画数というのを決めておられるわけです。その中で、先ほど言いました9月10日の日に提案書が企業の方から出されて、人数少なくてもいけますよ。そのことを施設組合も了解をしたという経過があるわけです。それなのに、どんどん人の増減がある。もちろん私は人の必要なところにね、人が入っていくということに対して、どうこう言っているんじゃないです。それだけ人が動いているというのは、何を意味しているんでしょう。労働条件なんですか、それともいろいろな人間関係なんですかっていうところは、私たちにはわかりません。ですから、経験を積んで、技術を磨いていくという職場づくりについては、もちろん企業の責任ですよ。でも、この間の余りにも初歩的なヒューマンエラーが後を絶たないので、その分についても、施設組合としてはやってくださいねということをお願いをしているわけです。

3年間で8億円の委託料というのは、全く安くはありません。先ほども言いました一人当たり、1日単価も出ているわけです。そうして、施設組合としてはちゃんとお金の算定もして委託料を払っているんですから、そのことが守られているか、守られていないのかというのは、チェックをするべきだと思っております。もちろん企業の経営努力ということもあるでしょう。でも、それで行っていいのかというところが今後、施設組合として考えていくべきことであろうと思いますので、これはもう意見として結構です。

○議長（小山敏明君） ほかにないようですので。

○16番（黒田美智君） 済みません。

○議長（小山敏明君） 以上ですって言ったじゃろう。

○16番（黒田美智君） いえ、今は以上です。済みません。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 何回も言うといかんかなと思ったので済みません。

先ほどのね、稼働のことなんですけれども、灰溶融の部分がエネルギーの部分だとか、コストの部分で出てきたんですが、資料を提出をしていただいたら、焼却炉が2日も動いていたという日数だ

とか、とても丁寧に出していただいているんですが、この灰溶融がね、実は例えば、7月なんていうのは、焼却炉が2号とも全面的に動いてたところになると思うんですが、そんなときでも、灰溶融の方は1号はお休みというような状況になっているんですね。そのあたりの部分も含めて、十分、一つでいけるやないかというふうに素人ではとても単純に思うんですが、そのあたりの部分というのは、どういうふうに考えていくべきなのかというところだけ済みませんが、教えていただけますか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 国崎クリーンセンターの定格能力の話になるかと思います。焼却炉につきましては、2炉2系列ございまして、117.5トン掛ける2ということで、235トンという定格のものであります。溶融炉につきましては、26トン掛ける2ということになっておりますけれども、パンフレットにも記載しておりますが、交互運転というのを定格能力としておりますので、要は1炉を運転して、1炉は予備という形で交互運転という形態をとってございます。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 済みません。質問の仕方も悪かったんですが、基本的に焼却炉の方は昨年1年間で2炉とも動いたのは、7月、9月、11月の三月間だけなんですね。それ以外のときは交互であったり、時々一緒であったり、どちらも動いてなかったりという状況なんですが、灰溶融の方はそうはなってないんですよ。数字的には1炉でも十分やっていけそうな。

それで、午前中の話もありましたけれども、私は最初から灰溶融の部分については反対の立場でね、意見を言わせていただいてきたので、事故が多いとか、お金がかかるとかっていうようなことも含めてなんですけれども、そのあたりのところは、ぜひ、今の1年間稼働をしてみて、焼却炉の運転のあり方、それから灰溶融の運転のあり方では、計画の部分とは余り数字的には変わってないんですよ、ほぼ計画どおりの運転になっていると思います、見比べさせてもらったら。

でも、1年やってみて、これだったらそれこそコストの部分、それから人件費の部分でも、2炉、2炉を交互運転するために人員配置もされているというような状況なんかも含めてね、総合的にやっぱり考えていくべきことであろうなというふうに思っていますので、午前中、午後もいろんな委員からも意見が出ましたけれども、そのあたりと今の稼働状況等を加味していただいて、しっかりと考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。意見で結構です。

○議長（小山敏明君） ほかにないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 初めての本格稼働が始まって1年、その決算の認定という案件ですが、反対の立場をとらせていただきます。

先ほど一般質問の話の中でもありましたけれども、高性能、高機械というところでは、技術も経験

も免許も要するということでは、ずっと議論をしてきました。もう本当にそのことをにしきの御旗のように必要なやと言うてきたのに、去年は3人の職員さんがそういう状況であって、今回も灰溶解の班長さんが「いやいや、試運転もやったから、これで事足りるんですよ」というような形で答弁をされて、職員配置がやられているということは、とても納得ができません。しっかりと市民に聞かれたときに、市民が理解、納得できるような税金の使い方、その使われ方の中身で、もちろん安心・安全の炉というところでは、同じ思いをしていただいていると思いますのでね、施設組合という自治体として、市民の皆さんから預かった税金を本当に無駄に使わないように。よく言われます、公正に透明性をもって使っていただくというところでは、いろいろな部分もありますので、今回の決算の部分については、反対という立場をとらせていただきます。

○議長（小山敏明君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

本案については、起立により採決いたします。

原案に賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小山敏明君） ありがとうございます。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 同意案件第1号

○議長（小山敏明君） 次に、日程第6、同意案件第1号、公平委員会委員の選任についてを議題いたします。

これより当局の説明を求めます。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、同意案件第1号、公平委員会委員の選任について御説明をさせていただきます。

本組合の公平委員会委員は、豊能町の田口数男氏、猪名川町の本山友宏氏、能勢町の平田啓二氏でありまして、任期は4年であります。

今回、平田啓二氏の任期がきたる10月16日で満了いたしますので、その後任について、現在、能勢町の公平委員会委員を務められております平田啓二氏が適任者であると考え、同氏を再び選任いたしたく提案したものでございます。

なお、平田氏の経歴につきましては、議案書同1-2の参考のとおりでありますので、何とぞよろ

しく御同意賜りますお願いをいたします。

○議長（小山敏明君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） ないようですので、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。同意案件第1号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は終了し、定例会に付議されました案件は議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第6条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（小山敏明君） 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いします。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方の御精励に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、心より御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、条例改正及び決算認定、さらには公平委員会委員の選任につきまして、御審議を賜り、原案どおりの御決議、認定、同意を得まして、本日、閉会の運びとなりましたことは、組合運営のため、まことに御同慶にたえないところでございます。

終わりに臨みまして、議員の皆様方におかれましては、大変暑い日が続いておりますけれども、健康に十分、御留意をいただきまして、組合のさらなる発展のため、ますます御活躍されますよう心から祈念を申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小山敏明君） 第2回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例制定、平成21年度決算の認定、公平委員会委員の選任同意などの重要案件を審議いたしました。議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣告できますことは、まことに喜ばしい限りであります。

議員各位の御精励と、理事者各位の御協力に深く敬意を表するものであります。

議員各位におかれましては、この上ともに十分に御自愛くださいますようお願いいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

なお、理事者におかれましては、議員各位から出されました御意見や御提案などにつきまして、課題等もあるかと思いますが、積極的かつ真摯に取り組まれますようお願いをいたします。

~~~~~

○議長（小山敏明君） これをもちまして、平成22年第2回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年8月19日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 小 山 敏 明

第 1 日

竹 谷 勝

会議録署名議員

同 池 上 哲 男